第１　防災組織に関する資料

１－１　　藤里町防災会議条例

藤里町防災会議条例

昭和３７年３月２６日

条例第９号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定の基づき、藤里町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　藤里町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。

（３）　藤里町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうち町長が任命する者

（２）　秋田県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

（３）　秋田県警察の警察官のうちから町長が任命する者

（４）　町長がその部内の職員のうちから指名する者

（５）　町の教育委員会の教育長

（６）　能代山本広域市町村圏組合消防本部消防長及び町の消防団長

（７）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

（８）　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

６　前項の委員の定数は、２５人以内とする。

７　第５項第７号及び８号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、秋田県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任させるものとする。

（部会）

第５条　防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

４　部会長は、部長の事務を掌理する。

５　部会長に事故あるときは、部長に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（議事）

第６条　この条例に定めるもののほか､防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、昭和３８年４月１日から施行する。

附　則（昭和３８年３月９日条例第２５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５７年９月２９日条例第２１条）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１２年３月６日条例第６号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年３月１４日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年３月２０日条例第１５号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月２０日条例第１９号）

この条例は、公布の日から施行する。

１－２　　藤里町防災会議委員名簿

（平成２７年４月２１日現在）

区　分	役職名	氏　名	電話番号
会　長	藤里町長	佐々木　文明	0185-79-2111
１号委員	米代西部森林管理署長	相澤　肇	0185-54-5511
	東北地方整備局能代河川国道事務所長	遠藤　平	0185-70-1001
２号委員	山本地域振興局長	菊子　正稔	0185-52-6203
	山本地域振興局建設部長	竹村　勉	0185-52-6101
	山本地域振興局福祉環境部長	永井　伸彦	0185-52-4331
３号委員	能代警察署二ツ井交番所長	五十嵐　弘和	0185-73-3046
４号委員	藤里町　副町長	成田　陽悦	0185-79-2111
	藤里町　総務課長	佐々木　和繁	0185-79-2111
	藤里町　町民課長	夏井　博文	0185-79-2111
	藤里町　農林課長	山田　幸喜	0185-79-2111
	藤里町　商工観光課長	川村　千昭	0185-79-2111
	藤里町　生活環境課長	村岡　鉄博	0185-79-2111
	藤里町　税務会計課長	夏井　公成	0185-79-2111
	藤里町教育委員会　次長	安部　哲哉	0185-79-1327
	藤里町議会　事務局長	小山　隆久	0185-79-2296
５号委員	藤里町教育委員会　教育長	浅利　美津子	0185-79-1327
６号委員	能代山本広域市町村圏組合消防本部 消防長	泉　　篤	0185-52-3311
	藤里町消防団長	小山　初美	0185-79-2003
７号委員	東北電力㈱能代営業所長	田中　康之	0185-52-7881
	東日本電信電話㈱宮城事業部秋田支店長	田村　彰敏	018-836-8781
	藤琴郵便局長	村岡　信裕	0185-79-1100
	秋北バス㈱能代営業所長	大高　鉄徳	0185-52-5356
	藤里町社会福祉協議会事務局長	菊地　孝子	0185-79-2848
８号委員	藤里町連合婦人会長	淡路　高江	0185-79-2507

合計（２５名）

１－３　　藤里町災害対策本部条例

藤里町災害対策本部条例

昭和３８年３月２６日

条例第１０号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条第７項の規定の基づき、藤里町災害対策本部に関し必要事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

３　部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第４条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和３８年１月１日から適用する。

附　則（昭和３９年３月９日条例第２５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１２年３月６日条例第６号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

１－４　　防災関係機関等一覧

（１）県の地方機関

名称	住所	電話番号	備考
山本地域振興局総務企画部	能代市御指南町 1-10	52-6285	
山本地域振興局福祉環境部	能代市御指南町 1-10	52-4331	
山本地域振興局農林部	能代市御指南町 1-10	52-2161	
山本地域振興局建設部	能代市御指南町 1-10	52-6101	
素波里ダム管理事務所	粕毛字鹿瀬内沢国有林	79-1101	
北教育事務所山本出張所	能代市御指南町 1-10	52-3369	
能代警察署	能代市日吉町 1-24	52-4311	
能代警察署二ツ井交番	能代市二ツ井町上野 82-15	73-3046	
能代警察署藤里駐在所	藤琴字鳥谷場 112-1	79-1110	

（２）指定地方行政機関

名称	住所	電話番号	備考
能代河川国道事務所	能代市鰄渕字一本柳 97-1	70-1001	
能代河川国道事務所 二ツ井出張所	能代市二ツ井町荷上場 字中島 26	73-5432	
米代西部森林管理署	能代市御指南町 3-45	54-5511	
真名子森林事務所	藤琴字三ツ谷脇 72	79-2912	
藤里森林生態系保全センター	藤琴字大関添 24-3	79-1003	
東北農政局秋田地域センター	秋田市山王７丁目 1-5	018-862-5612	
能代労働基準監督署	能代市末広町 4-20	52-6151	
能代公共職業安定所	能代市緑町 5-29	54-7311	

（３）指定公共機関

名称	住所	電話番号	備考
東日本電信電話㈱秋田支店	秋田市中通４丁目 4-4	018-836-8781	
東北電力㈱能代営業所	能代市富町 4-36	52-7881	
日本通運株能代支店	能代市下悪戸 70-2	58-4111	
ヤマト運輸㈱秋田主管支店	秋田市御所野湯本 2-1-1	018-839-3290	
日本赤十字社秋田県支部	秋田市旭北栄町 1-5	018-864-2731	
日本放送協会ＮＨＫ （秋田放送局）	秋田市東通仲町 4-2	018-825-8141	
藤琴郵便局	藤琴字家の後 68-1	79-1100	

（４）指定地方公共機関

名称	住所	電話番号	備考
藤琴土地改良区	藤琴字家の後 14	79-1533	
秋北バス㈱能代営業所	能代市浜通町 3-10	52-5356	
能代市山本郡医師会	能代市檜山字新田沢 105	58-2581	
㈱秋田放送	秋田市山王 7-9-42	018-824-8520	
秋田テレビ㈱	秋田市八橋本町 3-2-14	018-866-6131	
秋田朝日放送㈱	秋田市川尻町大川反 233-209	018-866-5111	
㈱エフエム秋田	秋田市八橋本町 3-7-10	018-824-1155	

（５）公共的団体（報道機関）

名称	住所	電話番号	備考
秋田魁新報能代支局	能代市中和 1 丁目 16-27	54-1550	
北羽新報社二ツ井支局	能代市二ツ井町三千刈 80-31	73-4036	

（農林漁業関係機関、団体）

名称	住所	電話番号	備考
秋田県農業共済組合連合会県北家畜診療所	北秋田市脇神字高村岱 94-1	0186-62-0773	
山本農業共済組合	能代市字中川原 33-43	54-5540	
あきた白神農業協同組合	能代市富町 2-3	52-5191	
あきた白神農協藤里支店	藤琴字藤琴 58	79-1145	
白神森林組合	能代市字中川原 33-45	54-9300	
白神森林組合藤里支所	藤琴字家の後 14	79-1562	

（社会福祉協議会・商工会）

名称	住所	電話番号	備考
藤里町社会福祉協議会 福祉の拠点「こみっと」 自立訓練生活訓練事業所「くまげらの館」 生活支援ハウス「ぶなっち」	藤琴字三ツ谷脇 40 藤琴字三ツ谷脇 110-1 藤琴字三ツ谷脇 110-1 藤琴字三ツ谷脇 12-7	79-2848 88-8083 88-8514 79-3011	
藤里町商工会	藤琴字大関添 6-1	79-1529	

（金融機関）

名称	住所	電話番号	備考
秋田銀行藤里支店	藤琴字藤琴 53	79-1115	
北都銀行二ツ井支店	能代市二ツ井町字三千苅 44-8	73-2611	

（婦人会）

名称	住所	電話番号	備考
藤里町連合婦人会 （粕毛・大沢・米田・藤琴婦人会）	藤琴字家の後 67 （藤里町教育委員会内）	79-1327	

（６）防災上重要な機関（消防本部）

名称	住所	電話番号	備考
能代山本広域市町村圏組合消防本部	能代市緑町 2-22	52-3311	
二ツ井消防署	能代市二ツ井町字中坪 41-4	73-2327	
二ツ井消防署藤里分署	粕毛字家の下 9-2	79-1119	

（医療機関等）

名称	住所	電話番号	備考
町営歯科診療所	藤琴字家の後 33-30	79-1330	
医療法人双山会 森岳温泉病院附属山下医院	藤琴字藤琴 208	79-1111	
門田整骨院	藤琴字家の後 113	79-1118	
関医院	能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口 102	73-2811	
荒谷医院	能代市二ツ井町三千刈 64-6	73-4030	
金田医院	能代市二ツ井町比井野 94	73-2511	
秋田社会保険病院	能代市緑町 5-22	52-3271	
能代山本医師会病院	能代市檜山字新田沢 105-11	58-3311	
能代厚生医療センター	能代市落合字上前田地内	52-3111	

（福祉施設等）

名称	住所	電話番号	備考
障害者支援施設「虹のいえ" グループホーム「男子寮　虹」 グループホーム「えんじょい」 グループホーム「すずらん」 グループホーム「どんぐりハウス」 グループホーム「ふじこと」	矢坂字下一の坂 2-1 大沢字荒川 37 藤琴字大関添 183 藤琴字大関添 27 粕毛字春日野 42-1 藤琴三ツ谷脇 78-2、79-2	79-1234 79-1393 79-1870 79-1601 79-1237 ※5 月開所予定	
特別養護老人ホーム「藤里」	矢坂字上野蟹子沢 92	79-1200	
グループホーム「美里園」	藤琴字家の後 135-5	79-2880	
藤里保育園	藤琴字三ツ谷脇 38-1	79-2720	

第２　情報の収集・伝達に関する資料

２－１　災害時通報指示（命令）伝達系統図

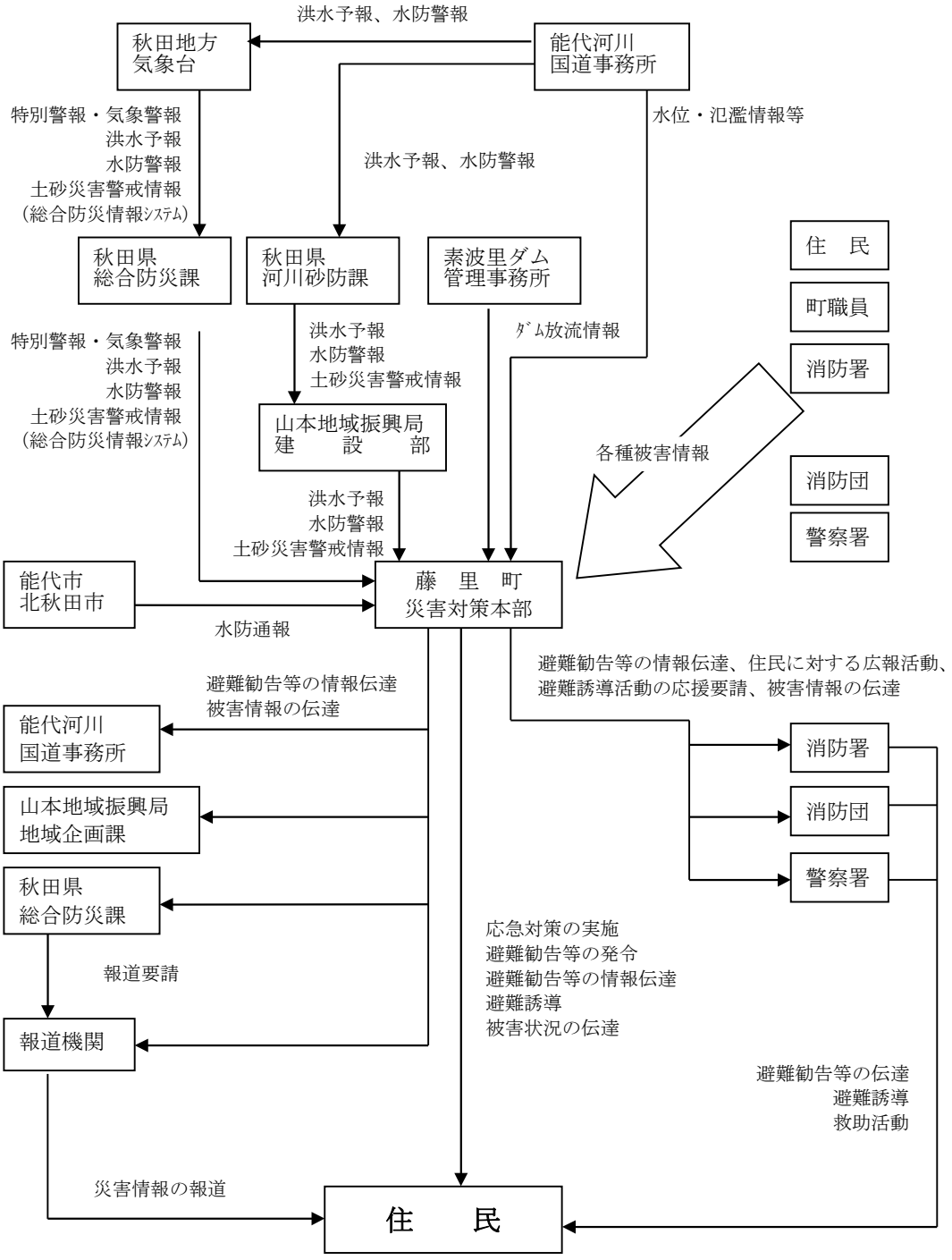

２－２　地震時に想定される状況

地震時に想定される状況（震度５弱以上）　－ 気象庁 －

計測震度	階級	人　間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート建造物	ライフライン	地盤・斜面
4.5								
	5（弱）	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0								
	5（強）	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸がはずれる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。自動販売機が倒れることがる。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁、柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。［一部地域でガス、水道の供給が停止することがある。］	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.5								
	6（弱）	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものかある。	耐震性の低い建物では、壁、柱が破損するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。［一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。］	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0								
	6（強）	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸がはずれて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁、柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破損するものが、かなりある。	ガスを地域に送るための導管、水道管の排水施設に被害が発生することがある。［一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道管の供給が停止することがある。］	
6.5								
	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移送し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破損するものがある。	耐震性の高い建物でも傾いたり、大きく破損するものがある。	［広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。］	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

＊ライフラインの［　］内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

注）計測震度とは、その時点における揺れの強さを数値化したもので、震度計により計測されます。

一般に発表される震度階級は、計測震度から換算されます。

２－３　災害状況調書（県の報告様式）

１号様式

（１）　災害概況報告

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市 町 村 （消防本部）	
報告者名	

（　　）受信者氏名

災害名　　（第　　報）

災害の概況	発生場所			発生日時	月　日　時　日		
被害の状況	死傷者	死者　人	不明　人	住家	全壊　棟	一部損壊　棟	
		負傷者　人	計　人		半壊　棟	床上浸水　棟	
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況	（都道府県）		（市町村）			

（注）第一報については、原則として、覚知後３０分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記録して報告すること。（確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨（「未確認」等）を記入して報告すること。）

（2） 被害状況即報・災害確定報告

２号様式

<table>
<tr><td colspan="3">都道府県</td><td colspan="3"></td><td colspan="3">区　　分</td><td>被　　害</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">災害名

報告番号</td><td colspan="3" rowspan="3">災害名

第　　報

［　　月　　日　　時現在］</td><td rowspan="18">そ

の

他</td><td rowspan="2">田</td><td>流失・埋没</td><td>ｈａ</td><td></td></tr>
<tr><td>冠　　水</td><td>ｈａ</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">畑</td><td>流失・埋没</td><td>ｈａ</td><td></td></tr>
<tr><td>冠　　水</td><td>ｈａ</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">報告者名</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">文教施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">区　　分</td><td colspan="2" rowspan="2">被　　害</td><td colspan="2">病　　院</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">道　　路</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">人的被害</td><td colspan="2">死　　者</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">橋りょう</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">行方不明者</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">河　　川</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">負傷者</td><td>重傷</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">港　　湾</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>軽傷</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">砂　　防</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="15">住

家

被

害</td><td rowspan="3">全　　壊</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">清掃施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">崖くずれ</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">鉄道不通</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">半　　壊</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">被害船舶</td><td>隻</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">水　　道</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">電　　話</td><td>回線</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">一部損壊</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">電　　気</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">ガ　　ス</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">ブロック塀等</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床上浸水</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">農地・農業用施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床下浸水</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">り 災 世 帯 数</td><td>世帯</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">り 災 者 数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td rowspan="3">火災発生</td><td>建　　物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">非住家</td><td>公共建物</td><td>棟</td><td></td><td>危 険 物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td>そ の 他</td><td>棟</td><td></td><td>そ　の　他</td><td>件</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td></td><td>被　　害</td><td rowspan="8">災害対策本部等の設置状況</td><td>都道府県</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共文教施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="7">市町村</td><td colspan="3" rowspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共施設被害市町村数</td><td>団体</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">その他</td><td>農産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>林産被害</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="2">災害救助法適用市町村名</td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住家被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>非住家被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">計</td><td colspan="3">団体</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防署員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">被害総額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防団員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="7">災害発生場所
災害発生年月日
災害の種類概況
応急対策の状況
・消防、水防、救急等消防機関の活動状況
・避難の勧告・指示の状況
・避難場所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況</td></tr>
</table>

（注）即報にあっては被害額を省略することができる。

（3） 災 害 年 報　　**３号様式**

市町村名

区分				災害名 / 発生年月日						計
人的被害	死者		人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家災害	全壊		棟							
			世帯							
			人							
	半壊		棟							
			世帯							
			人							
	一部損壊		棟							
			世帯							
			人							
	床上浸水		棟							
			世帯							
			人							
	床下浸水		棟							
			世帯							
			人							
非住家	公共建物		棟							
	その他		棟							
その他	田	流失・埋没	ｈａ							
		冠水	ｈａ							
	畑	流失・埋没	ｈａ							
		冠水	ｈａ							
	学校		箇所							
	病院		箇所							
	道路		箇所							
	橋りょう		箇所							
	河川		箇所							
	港湾		箇所							
	砂防		箇所							
	水道		箇所							
	清掃施設		箇所							

市町村名

区分		災害名 / 発生年月日						計
その他	崖くずれ	箇所						
	鉄道不通	箇所						
	船舶被害	隻						
	水道被害	戸						
	通信被害	回線						
	電気被害	戸						
	ガス被害	戸						
	ブロック塀等	箇所						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公立文教施設		千円						
農林水産業施		千円						
公共土木施設		千円						
その他公共施		千円						
小計		千円						
公共施設被害市町村数		団体						
その他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	住家被害	千円						
	非住家被害	千円						
	その他	千円						
被害総額		千円						
市町村災害対策本部	設置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	解散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
消防署員出動延人数		人						
消防団員出動延人数		人						

第３　災害援護に関する資料

３－１　藤里町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和４９年６月１１日
条例第１９号

第１章　総則

（目　的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔意金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定　義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)　災害、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　町民　災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条　町は、町民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条２項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

(3)　死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母がいずれも存しない場合で、死亡者の兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）があるときは、その者。

２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難しいときは、前２項の規定にかかわらず、第１項第１号及び第２号の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

４　前各号の場合において、災害弔慰金を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 300 万円とし、その他の場合にあっては 150 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1)　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2)　令第２条に規定する場合

(3)　災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由がある認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　町は町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条　障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては150万円とし、その他の場合にあっては75万円とする。

（準用規定）

第11条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条　町は、令第３条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸し付けを行うものとする。

２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条　災害援護資金の１災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度の応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　　100万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　　180万円

ウ　住居が半壊した場合　　190万円

エ　住居が全壊した場合　　250万円

(2)　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　　100万円

イ　住居が半壊した場合　　110万円

ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　　170万円

エ　住居の全体が滅失若しくは流失した場合　　250万円

(3)　第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「190万円」とあるのは「250万円」と、「110万円」とあるのは「170万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項括弧書の場合は、５年）とする。

（利　率）

第14条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３％とする。

（償還等）
第15条　災害援護資金は、年賦償還とする。
２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
３　償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第１項、令第８条から第12条までの規定によるものとする。

第５章　補　則

（藤里町行政手続条例の適用除外）
第16条　この条例の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する処分については、藤里町行政手続条例（平成８年藤里町条例第24号）第２章及び第３章の規定は、適用しない。
（規則への委任）
第17条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和50年3月18日条例第５号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和51年12月22日条例第35号）
この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は、昭和51年９月７日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護支援金の貸付けについて適用する。
附　則（昭和53年6月17日条例第20号）
この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は昭和53年１月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護支援金の付けについて適用する。
附　則（昭和56年6月18日条例第28号）
この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護支援金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和57年12月6日条例第30号）
この条例は、公布の日から施行し、改正後の第９条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年７月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。
附　則（昭和62年3月20日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年９月 19 日条例第 24 号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成 23 年 12 月 22 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例によるによる改正後の第４条第１項第３号の規定は、平成 23 年３月 11 日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

３－２　藤里町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和４９年６月１５日
規則第８号

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年藤里町条例第 19 号。以　下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第２条　町長は、条例第３条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1)　死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日

(2)　死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況

(3)　死亡者の遺族に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第３条　町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章　災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第４条　町長は、条例第９条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1)　障害者の氏名、性別、生年月日

(2)　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況

(3)　障害の種類及び程度に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第５条　町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　町は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第１号）を提出させるものとする。

第４章　災害援護資金の貸付け

（借入れの申出）

第６条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第２号）を町長に提出しなければならない。

(1)　借入申込者の住所、氏名及び生年月日

(2)　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

(3)　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

(4)　保証人となるべき者に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

２　借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算　額を記載した診断書

(2)　被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を１月から５月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3)　その他町長が必要と認めた書類

３　借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過するまでに提出しなければならない。

（調　査）

第７条　町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第８条　町長は借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（様式第３号）を借入申込者に交付するものとする。

２　町長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（様式第４号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第９条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した借用書（様式第５号）に、資金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第 10 条　町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第 11 条　町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第 12 条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出（様式第 6 号）を町長に提出するものとする。

（償還金支払猶予）

第 13 条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするとき、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第 7 号）を町長に提出しなければならない。

2　町長は、支払猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第 8 号）を、当該借受人に交付するものとする。

3　町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第 9 条）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第 14 条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（様式第 10 号）を町長に提出しなければならない。

2　町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第 11 号）を当該借受人に交付するものとする。

3　町長は、違約金の支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第 12 号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第 15 条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由とその他町長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第 13 号）を町長に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1)　借受人の死亡を証する書類

(2)　借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3　町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（様式第 14 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4　町長は、償還免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第 15 号）を当該償還免除申請書に交付するものとする。

（督　促）

第 16 号　町長は、償還金を納付期限まで納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届）

第17条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を町長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したとき、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第５章　補　則

第18条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続きについて必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布に日から施行する。

附　則（昭和57年12月16日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第４条及び第５条の規定は、昭和57年７月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

３－３　藤里町災害見舞金給付規程

昭和５４年９月１日
訓令第４号

（目　的）

第１条　この訓令は、火災又は暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害により、被害を受けた罹災者に対し、見舞金の給付を行い町民の自立更生を助長することを目的とする。

（定　義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、落雷、地すべり、なだれ等の異常な自然現象又は火事若しくは爆発等をいう。

(2)　「被災」とは、居住し、現に生計を営んでいる住家が被害を受けた状態をいう。

(3)　「住家」とは、専ら自己の居住の用に供する建物をいう。

(4)　「世帯」とは、藤里町に住所を有し、同一の住家において生計を一にしている実際の生活単位で、日々の消費生活において、各人の収入及び支出の全部または一部を共同している状態のものをいう。

（支給対象）

第３条　見舞金は、藤里町の行政区域内で発生した災害により、被災した住家が次のいずれかに該当する場合、当該被災した世帯に対し支給する。

(1)　災害により死者又は行方不明者（世帯主及び配偶者並びに世帯主からみた 3 親等以内の親族が被災した場合に限る。）を出した世帯

(2)　災害により、全焼、全壊、流失又は埋没した世帯

(3)　災害により、半焼、半壊、半流失又は半埋没した世帯

(4)　災害により、床上浸水又は土砂等がたい積した世帯

(5)　災害により、屋根損壊又はトタン剥離した世帯

(6)　前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたもの

（見舞金の額）

第４条　見舞金の額は、別表に定めるところによる。

（支給制限）

第５条　次のいずれかに該当するときは、減額し、又は給付しないことができる。

(1)　災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年藤里町条例第 19 号)第 3 条の規定に該当する場合

(2)　当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(3)　火元である住家の者の放火等により、その住家が全焼又は半壊した場合

(4)　災害に際し、町長の避難指示に従わなかったこと、その他の特別な事情があるため、町長が給付を不適当と認めた場合

（支給の手続き）

第６条　見舞金の支給にあたっては、関係機関による原因及び被災状況などの調査により、支給事由が適当であると認めたときに支給を行うものとする。

附　則

この訓令は、昭和 54 年 7 月 28 日発生の災害から適用する。

附　則(昭和 55 年 6 月 26 日訓令第 2 号)

この訓令は、昭和 55 年 5 月 31 日から適用する。

附　則(平成 3 年 10 月 11 日訓令第 9 号)

この訓令は、平成 3 年 9 月 28 日から適用する。

附　則(平成 21 年 9 月 30 日訓令第 9 号)

この訓令は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

被　害　の　程　度		金　額
死者又は行方不明者	１世帯につき	300,000 円
全焼、全壊、流出、埋没	損失床面積７割以上又は改築しなければ居住できない状態のもの	100,000 円
半焼、半壊、半流出、半埋没	損失床面積２割以上７割未満であって補修を加える程度で居住できる状態のもの	60,000 円
床上浸水、土砂等たい積	浸水等が床面積の３割以上に及んだもの	30,000 円
屋根損壊、トタン剥離	２部屋以上又は住家面積の３割以上の天井、内壁、畳等に被害が及んだもの	30,000 円
町長が特に必要と認めたもの		町長の認める額

備考　本表に掲げる区分の２以上に該当する場合は、額の多い区分を適用し、重複して支給しない。

３－４　住宅の応急修理・住宅・土木・建築関係業者一覧

(1) 土木工事

事業所名	所在地	電話番号	備考
(株) 小山建設	藤琴字馬坂 28-1	79-1270	
(有) 細田土木	大沢字向山下 16	79-1822	

(2) 電気工事

事業所名	所在地	電話番号	備考
津谷電気工事店	藤琴字鳥谷場 5-20	79-2675	
村岡電機	藤琴字藤琴 127-2	79-2007	
(有) コヤマ電機	能代市二ツ井町字沢口 22-8	73-4217	

(3) 建築工事

事業所名	所在地	電話番号	備考
石田工務店	藤琴字里栗 29-1	79-2702	
フジ建設	粕毛字米田 72-1	79-1770	
伊藤工務店	粕毛字阿弥陀岱 84-7	79-2475	
土佐建設	藤琴字突山下 4-2	79-2705	
(有) 中嶋工務店	藤琴字相ノ図 22-9	79-1924	
(有) フジ住建	矢坂字上野蟹子沢 2-9	79-2932	

(4) 板金・金物工事

事業所名	所在地	電話番号	備考
藤琴板金	藤琴字藤琴 167-9	79-2529	
石川板金工業所	大沢字蕨台 33	79-1298	
石岡板金	藤琴字大関添 158-2	79-2150	
伊勢板金	藤琴字大屋布 300-3	79-2863	
荒川工業所	藤琴字藤琴 101	79-2044	水道工事
三浦板金	藤琴字藤琴 233	79-1658	
芦名鉄工所	藤琴字沢尻 161	79-2770	

(5) 左官工事

事業所名	所在地	電話番号	備考
小山左官	大沢字向山下 95-2	79-1707	
淡路左官	大沢字館の下 54	79-1412	
荒川左官	藤琴字金沢 30	79-2967	

(6) 塗装・内装・畳工事

事業所名	所在地	電話番号	備考
大誠企画塗装	藤琴字中小比内 110	79-1919	
大森ビル企画	藤琴字草苅野 161-15	79-2369	
共和塗装	粕毛字上谷地 10	79-2662	
インテリア土佐	藤琴字上湯の沢 52	79-2713	
大友工業	藤琴字院内岱 159	79-1985	
アワジ塗装	大沢字向山下 1-1	79-2360	

(7) 砕石採取販売

事業所名	所在地	電話番号	備考
(有) 白神砕石販売	粕毛字田家 155	79-1331	
斎藤建材 (株)	藤琴字鳥谷場 122-1	79-2556	

(8) 製材及木材販売

事業所名	所在地	電話番号	備考
丸上木材 (株)	粕毛字阿弥陀岱 185-1	79-1035	
㈲中嶋工務店	藤琴字相の図 22-9	79-1924	

３－５　り災証明書の書式

証明番号	第　　号

平成　　年　　月　　日

藤里町長　佐々木　文明　様

住　所　　藤里町　　字　　番地

氏　名　　㊞

（電話番号　　）

り　災　証　明　願

下記のとおり被害にあったことを証明願います。

記

１．被害の日時　　平成　　年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分　頃

２．被害の状況　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．被害の物件　　住家・非住家（作業小屋・車庫・その他）・その他【　　】

４．被害の程度　　全壊　　半壊　　一部破損【　　】
破損による漏水　　その他【　　】

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成　　年　　月　　日

秋田県山本郡藤里町長　佐々木　文明 印

第４　避難、救出に関する資料

４－１　避難所施設一覧

（指定避難所）

番号	施設名	所在地	管理者等	電話番号	収容人員	収容地区
1	藤里幼稚園	藤琴字鳥谷場 223	教育委員会	79-1563	100	藤琴地区
2	藤里小学校	藤琴字鳥谷場 218	藤里小学校長	79-2026	550	藤琴地区
3	藤里中学校	藤琴字草苅野 137	藤里中学校長	79-2024	650	藤琴地区
4	町民体育館	藤琴字家の後 60	教育委員会	79-1066	900	藤琴地区
5	土床体育館	粕毛字清水岱 91	教育委員会	79-2289	200	藤琴地区
6	総合開発センター	藤琴字家の後 14	教育委員会	79-2117	300	藤琴地区
7	偕楽荘	藤琴字家の後 48-1	藤里町	79-1157	100	藤琴地区
8	婦人若者等活動促進施設	矢坂字坂本 18-1	矢坂地区活動推進協議会	79-1065	100	矢坂地区
9	粕毛交流センター	粕毛字春日野 40	粕毛地区活動推進委員会	79-2446	100	粕毛地区
10	米田会館	粕毛字米田 77-2	米田地区活動推進協議会	79-1063	200	米田地区
11	大沢会館	大沢字向山下 93-8	大沢地区活動推進協議会	79-1559	180	大沢地区
12	中通会館	藤琴字上坊中 86	中通地区活動推進協議会	79-2716	200	中通地区
13	金沢体育館	藤琴字金沢 46-2	北部地区活動推進協議会	79-1555	150	北部地区
14	農村環境改善センター	藤琴字下湯の沢 16	中通地区活動推進協議会	79-1379	150	中通地区
15	清流荘	藤琴字真名子 66-2	くまげらの会	79-2976	50	北部地区

（指定緊急避難場所）

番号	名称	所在地	管理者等	電話番号	面積　㎡	備考
1	藤里幼稚園	藤琴字鳥谷場 223	教育委員会	79-1563	1,491	
2	藤里保育園	藤琴字三ツ谷脇 38-1	教育委員会	79-2720	200	
3	藤里小学校グランド	藤琴字鳥谷場 218	藤里小学校長	79-2026	17,900	
4	藤里中学校グランド	藤琴字草苅野 137	藤里中学校長	79-2024	17,911	
5	旧坊中小学校グランド	藤琴字上坊中 86	教育委員会	79-2716	2,500	
6	旧米田小学校グランド	粕毛字米田 67	教育委員会	79-1063	3,350	

（福祉避難所）

番号	名称	所在地	電話番号
1	特別養護老人ホーム「藤里」	矢坂字上野蟹子沢 92	79-1200
2	藤里町社会福祉協議会	藤琴字三ツ谷脇 40	79-2848

４－２　指定避難所開設フロー図

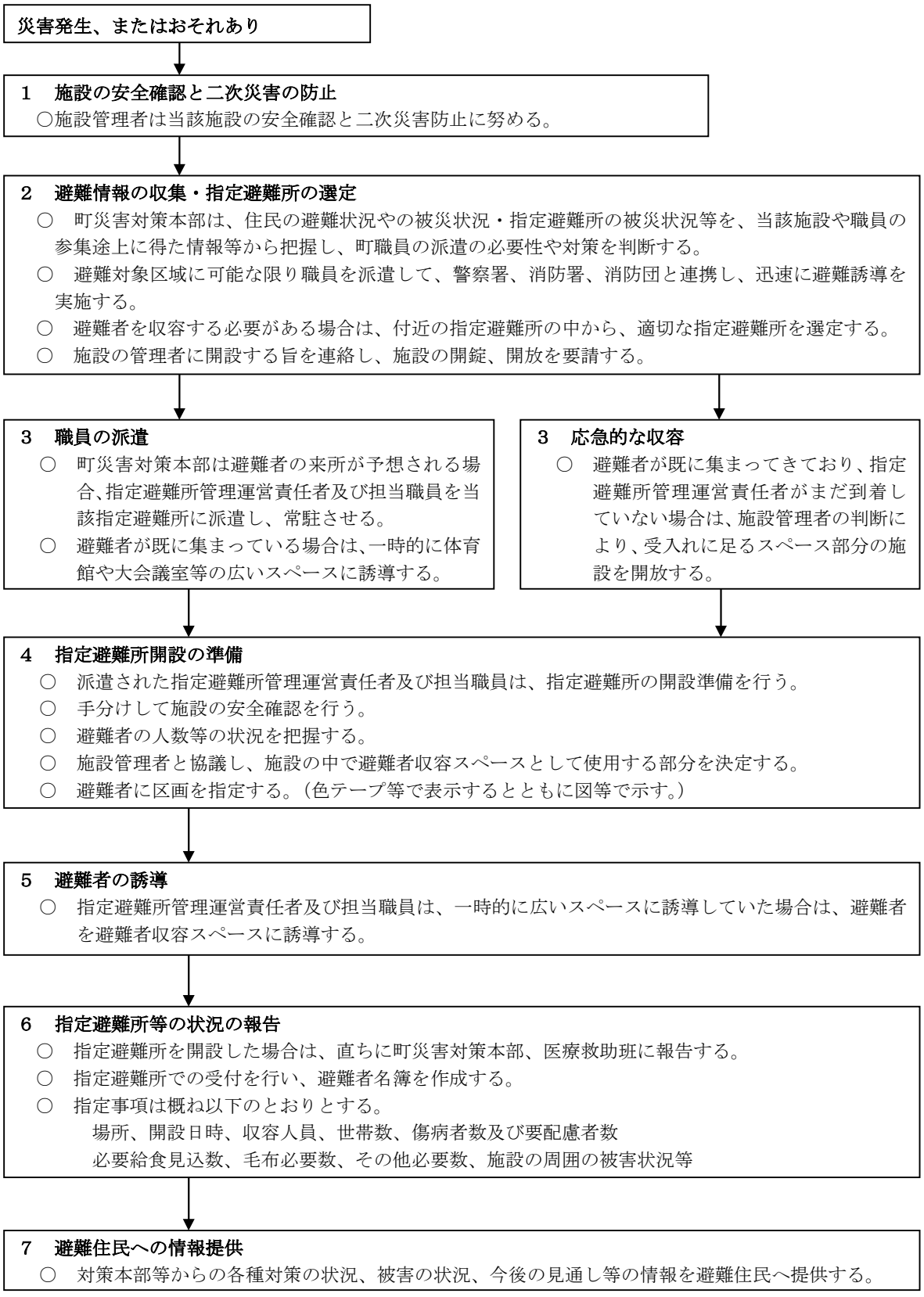

４－３　避難に関する様式

様式第１

避 難 所 状 況 報 告 書

（平成　　年　　月　　日）

避難所		避難所 開閉日時	開設 閉鎖	月　日　時　分 月　日　時　分
要員名及び従事時間	所属　氏名	日　時　分～	日　時　分	
	所属　氏名	日　時　分～	日　時　分	
	所属　氏名	日　時　分～	日　時　分	

時刻現在 （時：分）	世帯数 （世帯）	人員 （人）	内訳		現場の概況等
			男（人）	女（人）	
:					
:					
:					
:					
:					
:					
:					

氏　　名	年齢	性別	住　　所

様式２

施　設　使　用　要　請　書

年　　月　　日

藤里町災害対策本部長
藤里町長　　印

１．要請事由
２．使用目的
３．使用施設名
４．使用期間　　自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日（　　日間）

第５　災害応援、派遣に関する資料

５－１　自衛隊の派遣要請に関する資料

１　自衛隊への災害派遣要請

（１）　救援活動の内容（防衛省防災業務計画より抜すい）

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況の他都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

①　被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。

②　避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

③　遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

④　水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

⑤　消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

⑥　道路または水路の啓開

道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開、または除去にあたる。

⑦　応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

⑧　人員及び物資等の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員の予備救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

⑨　炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

⑩　救援物資の無償貸付または譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、または譲与する。

⑪　危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物危険物の保安措置及び除去を実施する。

⑫　その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2　災害派遣要請文書の様式

文書番号　第　　号
年　　月　　日

秋田県知事　　様

藤里町長　　㊞

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条の規定により自衛隊の派遣を、次のとおり依頼します。

1　災害の状況及び派遣要請の理由
(1) 災害の種類　　水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、航空機救難、船舶救護、その他
(2) 災害発生時の日時　　年　　月　　日　　時　　分
(3) 災害発生場所
(4) 被害状況
(5) 派遣要請の事由

2　要請の日時　　年　　月　　日　　時　　分

3　派遣を希望とする期間
年　　月　　日　　時　　分から、救出活動に必要とする時間

4　派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 派遣希望区域
(2) 活動内容

5　その他参考事項（判明している事項で良い）
(1) 現地において協力しうる団体、人員、機材等の数量及びその状況
(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地又は宿泊施設の状況
(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法
・連絡責任者　　機関名　　職・氏名　　電話／FAX番号
・現地対策本部　　機関名　　職・氏名　　電話／FAX番号
(4) 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の数（明らかにできる場合に記載）

（注）要請の依頼は、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を提出すること

５－２　秋田県林野火災空中消火運営実施要領

（趣旨）

第１　この要領は、「林野火災の予防及び消火活動について」（平成 15 年 10 月 29 日付け消防災発 206 号消防庁防災課長）並びに「秋田県地域防災計画」に基づき林野火災空中消火（以下「空中消火」という。）作業を円滑に実施し、その効果を最大限に発揮するため必要な事項を定めるものとする。

（協力体制）

第２　空中消火は、県、「大規模災害時の北海道・東北８道県相互応援に関する協定」に基づき応援を行う道県（以下「応援道県」という。）、自衛隊、森林管理局及び市町村が協力する体制で実施するものとし、空中消火基地（以下「基地」という。）の選定に当たっては、防災関係機関の密接な連携のもとに行うものとする。

（空中消火の実施）

第３　空中消火を実施するのは、原則として次のいずれかに該当する場合とする。

（１）　急傾斜地等、道路水利が不便であるなど火災現場周辺の立地条件が悪く地上防御活動が困難な場合

（２）　火災規模に対し、地上防御能力（広域消防相互応援協定等による応援及び自衛隊地上災害派遣部隊を含む）が不足、または不足と判断される場合

（３）　人命危険・人家等への延焼の危険、その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

（災害派遣要請手続）

第４　応援道県及び自衛隊のヘリコプター派遣要請の手続きは、「秋田県地域防災計画」によるほか、空中消火を実施するため次の事項について明らかにするものとする。

（１）　基地の使用場所、水利の確保、その周辺の状況（障害物、気象の状況等）並びに目標物

（２）　災害派遣要請市町村の連絡場所と連絡責任者の氏名

（３）　空中消火用資機材（以下「資機材」という。）の整備状況

（４）　その他空中消火を実施するに当たり参考となる事項

（連絡通報）

第５　空中消火のための林野火災発生連絡通報系統は、別表１によるものとする。

（実施体制の確立）

第６　市町村は、空中消火を実施するため県、応援道県及び自衛隊のヘリコプター派遣を要請した場合には、その実施に際し、火災現場に統括的実動的な連絡調整指揮を行える組織を設置するとともに、適切な防御計画をたて、関係機関との連絡調整を行い、また、火災現場及びその周辺の地理等に通じた者を配備するなど、防御活動の万全を期する。なお、指揮体系の一例は、別表２のとおりである。

２　県は早急に基地を定めるとともに、関係機関と連携のうえ、次の体制を整えておくものとする。

（１）　応援道県及び自衛隊のヘリコプターが現地に到着するまでに、基地に資機材及び薬剤の搬入及び補給作業に従事する人員を配置し、作業を円滑に実施できる体制を整えておく。なお、薬剤による空中消火活動を行うための地上作業班の編成及び作

業内容の一例は、別表３のとおりである。

（２） 資機材及び薬剤は、原則としてこれを保管する県及び森林管理局が現地に輸送するか、その状況によっては市町村が輸送する。

（３） 資機材の取扱い、薬剤の溶解等は県及び森林管理局職員が行い、またその指導に当たるが市町村においても作業要員を確保する。

（基地）

第７　基地を設置する場合は、事前に当該施設管理者の了解を得ておくものとする。

（安全の確保）

第８　基地において作業に従事する者は通常守るべき安全のための配慮のほか、次の事項に留意するものとする。

（１） 防塵用眼鏡、マスクを着用する。

（２） ヘリコプターの行動に注意し、ヘリコプターの飛行中はその周辺に位置しない。

（３） 地上にあるヘリコプターに近づく場合は、誘導員（消防防災航空隊員、自衛隊員またはパイロット）の指示に従う。

（４） ヘリコプターの離着陸方向は常に開放しておくとともに、基地周辺での火気の使用を禁止する。

（資機材及び薬剤の整備）

第９　県は管内の林野分布、林野火災発生状況、基地の分布状況を考慮して、あらかじめ資機材及び薬剤を整備するものとする。

（その他）

第 10　使用した資機材及び薬剤の費用負担については、県、森林管理局及び市町村が協議して決めるものとする。

附　則

この要領は、昭和 54 年 11 月 21 日から施行する。

附　則

この要領は、平成９年７月 23 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 15 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 23 年１月 19 日から施行する。

※別表省略

５－３　災害時における県及び市町村相互の応援に関する協定（県及び全市町村）

災害時における相互援助に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の規定の基づき、秋田県内において大規模災害が発生した場合等において、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では被災者の救援等が十分に実施できない場合に、秋田県（以下「県」という。）及び市町村相互の応援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　この協定に基づく応援の内容は、次のとおりとする。

（１）　食糧、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供

（２）　避難所の開設及び避難者の受け入れ

（３）　廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供

（４）　応急活動に必要な職員の派遣

（５）　前各号に掲げるもののほか、被災市町村から特に要請のあったもの

（応援の要請）

第３条　被災市町村は、当該市町村の地域にかかる災害が発生した場合において、応急活動等を実施するため必要があるときは、県に対して応援を要請することができる。

２　前項の規定による要請をしようとする被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　要請する応援の内容

ア　前条第１号に掲げる応援の場合は、物資の品目、数量、搬入先等

イ　前条第２号に掲げる応援の場合は、避難者数、避難期間等

ウ　前条第３号に掲げる応援の場合は、応急活動の種類、数量、期間等

エ　前条第４号に掲げる応援の場合は、職種、人数、活動内容、派遣期間等

（３）　前２号に掲げるもののほか必要事項

３　第１項の規定にかかわらず、応援要請市町村は、県に要請するいとまがないときは、他の市町村に直接要請できるものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

（要請を受けた県及び市町村の役割）

第４条　県は、前条第２項の規定による要請を受けたときは、速やかに他の市町村に応援の要請を通知するものとする。

２　前項の規定による通知を受けた市町村は、応援が可能な場合には、その内容を速やかに県に報告するものとする。

３　前項の規定による報告を受けた県は、速やかに応援内容を調整し、その結果を前項の規定により報告した市町村及び応援要請市町村に通知するものとする。

４　前条第３項の規定による要請又は前項の規定による調整により応援を行う市町村は、直ちに応援を実施するものとする。

５　前４項の規定にかかわらず、県は、前条第２項の規定による要請の内容を踏まえ、県自ら実施することが適当と判断した場合には、直ちに応援を実施要請又は前項の規定による調整により応援を行う市町村は、直ちに応援を実施するものとし、その内容を応援要請市町村に通知するものとする。

（自主応援）

第５条　県及び市町村は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、被災市町村が第３条第２項の規定による要請を行うことができない状況にあると判断した場合には、自主的に応援を実施することができるものとし、この場合には、同項の規定による要請があったものとみなす。

２　前項の規定による応援を実施した市町村は、その内容を事後速やかに県に報告するものとする。

（要請等の手段）

第６条　第３条から前条までに規定による要請等は、電話等により行うことができるものとし、事後速やかに、次表に定める区分に従い、当該各号に規定する様式による文書を送付するものとする。

区分	様式
第３条第２項及び第３項に規定する応援要請	第１号
第３条第３項に規定する直接応援要請の報告	第２号
第４条第１項に規定する応援要請の通知	第３号
第４条第２項に規定する応援内容の報告	第４号
第４条第３項及び第５項に規定する応援実施の通知	第５号
第５条第２項に規定する自主応援の報告	第６号

（経費の負担）

第７条　応援に要した経費は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）その他の法令の規定により国又は県が負担する部分を除き、応援要請市町村の負担とする。

（その他）

第８条　この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、県及び市町村がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２６通を作成し、県及び各市町村が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成２４年１月２０日

秋田市山王四丁目１番１号

秋田県知事　　佐　竹　敬　久

秋田市山王三丁目１番１号

秋田市長　　穂　積　　志

能代市上町１番３号

能代市長　　齊　藤　滋　宣

横手市条里一丁目１番１号

横手市長　　五十嵐　忠　悦

大館市字中城２０番地

大館市長　　小　畑　　元

男鹿市船川港船川字泉台６６番地１

男鹿市長　　渡　部　幸　男

湯沢市佐竹町１番１号

湯沢市長　　齊　藤　光　喜

鹿角市花輪字荒田４番地１

鹿角市長　　児　玉　　一

由利本荘市尾崎１７番地

由利本荘市長　　長谷部　　誠

潟上市天王字上江川４７番地１００

潟上市長　　石　川　光　男

大仙市大曲花園町１番１号

大仙市長　　栗　林　次　美

北秋田市花園町１９番１号

北秋田市長　　津　谷　永　光

にかほ市象潟町字浜ノ田１番地

にかほ市長　　横　山　忠　長

仙北市田沢湖生保内字宮ノ後３０番地

仙北市長　　門　脇　光　浩

小坂町小坂鉱山字尾樽部３７番地２

小坂町長　　細　越　　満

上小阿仁村小沢田字向川原１１８番地

上小阿仁村長　　中　田　吉　穂

藤里町藤琴字藤琴８番地

藤里町長　　佐々木　文　明

三種町鵜川字岩谷子８番地

三種町長　　三　浦　正　隆

八峰町峰浜目名潟字目長田１１８番地

八峰町長　　加　藤　和　夫

五城目町西磯ノ目１町目１番地１

五城目町長　　渡　邊　彦兵衛

八郎潟町字大道８０番地

八郎潟町長　　畠　山　菊　夫

井川町北川字海老沢樋ノ口７８番地１

井川町長　　齋　藤　正　寧

大潟村字中央１番地１

大潟村長　　髙　橋　浩　人

美郷町土崎字上野乙１７０番地１０

美郷町長　　松　田　知　己

羽後町西馬音内字中野１７７番地

羽後町長　　大　江　尚　征

東成瀬村田子内字仙人下３０番地１

東成瀬村長　　佐々木　哲　男

５－４　災害時における相互援助に関する協定（能代山本広域市町村圏組合構成市町）

災害時における相互援助に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の規定の趣旨にのっとり、能代市、藤里町、三種町、八峰町及び能代山本広域市町村圏組合（以下「市町等」という。）において、大規模な災害が発生し、被災市町村等のみでは、十分な救護等の応援措置が実施できない場合に市町等間に相互援助協力について必要な事項を定めるものする。

（援助の種類）

第２条　援助の種類は、次のとおりとする。

（１）　災害時における人的及び物資被害を最小限度に防止するための消防力の提供

（２）　食糧及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

（３）　救護及び救助活動に必要な車両等の提供

（４）　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（５）　被災者を一時入所させるための施設の提供

（６）　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

（７）　前各号に定めるもののほか、被災市町等が特に必要があると認めるもの

（援助要請の手続き）

第３条　援助を受けようとする市町等は､次の各号に掲げる事項を明らかにした電話等により要請を行い、後日、速やかに別記様式第１号を提出するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　援助を受ける場所及びその経路

（３）　援助を受ける期間

（４）　前条第２号から第５号までに掲げるものを要請する場合は品名、規格、数量等

（５）　前条第６号に掲げる職員の派遣要請をする場合は事務職、技術職、技能職の職種別及び人員

（６）　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（緊急援助活動の実施）

第４条　前条の規定にかかわらず､いずれかの市町等において大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、その他の市町等が自主的判断により緊急援助活動を実施するものとする。

（援助経費の負担）

第５条　援助に要した経費は、原則として援助を受けた市町等の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、関係市町等が協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第６条　第２条に定める援助活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは重度障害者となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、援助した市町等が負うものとする。

２　援助した市町等の職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市町等への往復途上に生じたものを除き、被災した市町等がその賠償の責めを負うものとする。

（連絡体制等）

第７条　市町等は、別記様式第２号のとおり相互援助に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

２　市町等は、この協定の実効性を高めるため、能代山本広域市町村圏災害時相互援助協定連絡会議を設置する。

３　能代山本広域市町村圏災害時相互援助協定連絡会議は、必要に応じ相互援助に関する対策を研究し、又は協議するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（施行期日）

第９条　この協定は、平成１８年９月１日から施行する。

この協定の成立を証するため、関係市町の長及び能代山本広域市町村圏組合理事会代表理事が記名押印のうえそれぞれ１通を保有する。

平成１８年８月２９日

能代市上町１番３号
能代市長　　齊　藤　滋　宣

藤里町藤琴字藤琴８番地
藤里町長　　石　岡　錬一郎

三種町鵜川字岩谷子８番地
三種町長　　佐　藤　亮　一

八峰町八森字中浜６３番地
八峰町長　　加　藤　和　夫

能代市字海詠坂３番地２
能代山本広域市町村圏組合
理事会代表理事　　齊　藤　滋　宣

５－５　災害時における災害医療救護活動に関する協定（能代市山本郡医師会）

災害時における災害医療救護活動に関する協定書

藤里町（以下「甲」という。）社団法人能代市山本郡医師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、藤里町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、防災計画に基づく医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、医師及び看護師等の医療救護活動に従事する者（以下「医療従事者」という。）の派遣又は待機の要請を行うものとする。

２　甲は、前項の規定による要請をする場合は、次の事項を明らかにして電話等により要請するものとし、事後速やかに文書を送付するものとする。

（１）　災害発生の日時及び場所

（２）　災害の原因及び被害の概況

（３）　出動を要する人員（班）及び必要な資器材等

（４）　出動の期間

（５）　その他必要な事項

３　乙は、第１項の規定により甲の要請があった場合、医療従事者の派遣又は待機等に必要な措置を講ずるものとする。

４　乙は、緊急かつやむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に前項に規定する措置を講じた場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

５　前項の規定により、甲の承認を得た乙の措置は、甲の要請に基づきなされたものとみなす。

（救護所の設置）

第３条　甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

２　甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により、必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て救護所を設置する。

（医療従事者の業務）

第４条　医療従事者は、前条の救護所、防災計画に定める避難所、その他藤里町災害対策本部長が指定する場所において、次の業務を行う。

（１）　被災者の選別

（２）　傷病者等に対する医療及び助産

（３）　医療機関への搬送の指示

（４）　その他医療救護活動に必要な事項

２　医療従事者は、前項に規定する業務を遂行するうえで必要な医薬品、食料品及び宿泊等の準備については、原則として、自らこれを行うものとする。

（指揮命令及び連絡調整）

第５条　医療従事者に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、藤里町災害対策本部がこれを行う。

（医薬品の補給等）

第６条　甲は、医薬品及び医療用具の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等医療救護活動が円滑にできるよう必要な措置を講ずるものとする。

（医療費等）

第７条　医療救護活動に係る医療費等については、以下の取扱いをする。

（１）　救護所等における患者（被災者）の医療・助産費は無料とする。

（２）　医療機関に転送収容された場合の医療・助産費は、医療保険の適用の例による。

（費用弁償等）

第８条　医療従事者に係る次の費用については、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）及び同法施行規則（昭和３９年秋田県規則第３８号）の規定を準用する。

（１）　医療従事者の派遣又は待機に要した費用

（２）　医療従事者が必要に使用した医薬品及び医療資機材等の費用

（３）　医療救護活動により生じた設備等の損傷の復旧等に係る費用

（４）　医療従事者が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

（５）　前各号に該当しないもので、この協定を実施するために必要とした費用

（細目）

第９条　この協定を実施するための必要な細目については、別に定める。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定める。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、平成１９年１２月２５日から平成２０年３月３１日までとする。ただし、この協定に期間満了の日の１月前までに、甲、乙両者に異存がないときは、有効期限終了の日の翌日から起算して１年関この協定は延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成１９年１２月２５日

甲　　藤里町長　　石　岡　錬一郎

乙　　（社）能代市山本郡医師会

会長　　三　田　重　人

５－６　公共機関その他事業者間の相互応援協定一覧

１　公共機関その他事業者間の相互応援協定等の締結状況は、次のとおりである。

公共機関その他事業者間の相互応援協定等の締結状況一覧１

名称	締結年月日	対象団体
地震・洪水等非常事態における救援措置要綱	平成８年 12 月 19 日	（社）日本ガス協会加入事業者
日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書	平成９年５月１日	日本水道協会東北支部 同青森県支部・同秋田県支部 同岩手県支部・同山形県支部 同宮城県支部・同福島県支部
秋田県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱	平成 11 年５月 27 日	日本水道協会秋田県支部事業者
北海道・東北ブロック下水道災害応援に関する申し合わせ	平成９年６月 18 日	北海道・東北ブロック下水道災害応援連絡会議構成員

２　藤里町が締結した協定は、以下のとおりである。

公共機関その他事業者間の相互応援協定等の締結状況一覧２

名称	締結年月日	対象団体
災害復旧時の協力に関する協定書	平成 21 年９月１日	東日本電信電話株式会社秋田支店
災害時の情報交換に関する協定	平成 23 年３月 14 日	国土交通省 東北地方整備局
災害の協力に関する協定書	平成 24 年２月３日	東北電力株式会社　能代営業所
災害時における災害応急対策業務に関する協定	平成 24 年３月 20 日	藤里町建設連絡協議会
災害協力に関する協定書	平成 25 年６月 20 日	㈱秋田銀行
災害協力に関する協定書	平成 25 年６月 28 日	㈱北都銀行
災害時における物資等の輸送及び物資拠点施設の運営に関する協定書	平成 25 年７月 12 日	ヤマト運輸㈱秋田主管支店
災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定書	平成 27 年２月 10 日	一般社団法人秋田県ＬＰガス協会

第６　災害危険個所に関する資料

６－１　急傾斜地崩壊危険個所

（１）　ランクⅠ

【県建設部 河川砂防課】

番号	箇所名	大字	小字	人家	告示年月日	告示番号	面積	備考
6	滝の沢	藤琴	滝の沢	9	S62. 3.31	213		
274	金沢	藤琴	上茶屋	11	S57. 4. 3	294		カルテ八竜
275	金沢１号	藤琴	上茶屋	13				
277	下中小比内	藤琴	下中小比内	5				
280	萱沢	粕毛	萱沢	6				
281	沢尻	藤琴	沢尻	5	S48. 4.17	207		
282	石川原	藤琴	沢尻	6	S62. 3.31	213		カルテ沢尻
283	家の後	藤琴	家の後	20	H16.12. 7	260		カルテ鳥谷場
285	鳥谷場１号	藤琴	鳥谷場	12	S60.4.12	210		
286	粕毛	粕毛	春日野	53	H 2. 1.23	45		
287	大沢１号	大沢	向山下	9				カルテ大沢
288	大沢	大沢	向山下	5	H 3.11.15	776		
1169	分作１号	藤琴	分作	0				
1170	上湯ノ沢１号	藤琴	上湯の沢	0				
1171	湯ノ沢	藤琴	下湯の沢	1				
1172	馬坂１号	藤琴	馬坂	6				
1173	大関添	藤琴	大関添	12				
1174	前平	藤琴	前平	4				
1175	鳥谷場	藤琴	鳥谷場	23	H11. 9.17	565		
1176	粕毛１号	粕毛		0				不動滝
1177	上谷地	粕毛	上谷地	7				
1178	向山下	大沢	向山下	0				
計	22 箇所							

(2)　ランクⅡ

【県建設部 河川砂防課】

番号	箇所名	大字	小字	人家	告示年月日	告示番号		面積	備考
812	七枚沢	藤琴	七枚沢	3					
813	一ノ坂	藤琴	一の坂	1					
814	分作2号	藤琴	分作	1					
815	分作3号	藤琴	分作	3					
816	向真名子	藤琴	向真名子	3					
817	里沢	藤琴	里沢	1					
818	金沢2号	藤琴	金沢	4					
819	滝ノ沢1号	藤琴	滝の沢	1					
820	寺屋布1号	藤琴	寺屋布	1					
821	寺屋布2号	藤琴	寺屋布	3					
822	田中	藤琴	田中	1					
823	突山下	藤琴	突山下	1					
824	上湯ノ沢2号	藤琴	上湯の沢	2					
825	上湯ノ沢3号	藤琴	上湯の沢	1					
826	坊中	藤琴	坊中	1					
827	根城岱1号	粕毛	根城岱	1					
828	中高石	藤琴	中高石	3					
829	木賊森2号	藤琴	木賊森	3					
830	木賊森1号	藤琴	木賊森	2					
831	立間沢	藤琴	立間沢	1					
832	出戸小比内	藤琴	出戸小比内	3					
833	川内沢1号	大沢	川内沢	1					
834	馬坂3号	藤琴	馬坂	2					
835	馬坂2号	藤琴	馬坂	4					
836	浅間	藤琴	浅間町	2					
837	沢尻1号	藤琴	沢尻	1					
838	沢尻2号	藤琴	沢尻	1					
839	沢尻3号	藤琴	沢尻	2					
840	大屋布1号	藤琴	大屋布	1					
841	大屋布2号	藤琴	大屋布	1					
842	中荒川1号	藤琴	中荒川	2					

番号	箇所名	大字	小字	人家	告示年月日	告示番号	面積	備考
843	中荒川2号	藤琴	中荒川	2				
844	夏峠沢	大沢	夏峠沢	1				
845	嘉平岱1号	大沢	嘉平岱	1				
846	大落	大沢	大落	1				
847	嘉平岱2号	大沢	嘉平岱	1				
848	杢ヶ沢	大沢	杢ヶ沢	2				
849	大川目	大沢	大川目	1				
850	楢木坂	大沢	楢木坂	2				
851	嘉平岱3号	大沢	嘉平岱	1				
852	不動滝	粕毛	不動滝	1				
853	長場内1号	粕毛	長場内	1				
854	長場内	粕毛	長場内	1				
855	長場内2号	粕毛	長場内	1				
856	端家	粕毛	端家	4				
857	根城岱2号	粕毛	根城岱	1				
858	根城岱3号	粕毛	根城岱	4				
859	熊の岱	粕毛	熊の岱	2				
860	米田	粕毛	米田	3				
861	喜右エ門岱	粕毛	喜右エ門岱	1				
862	谷地1号	粕毛	谷地	2				
863	谷地2号	粕毛	谷地	1				
864	室岱	粕毛	室岱	1				
865	下長瀞1号	粕毛	下長瀞	1				
866	下長瀞2号	粕毛	下長瀞	3				
867	真土	粕毛	真土	2				
868	川内沢2号	大沢	川内沢	1				
計	57 箇所			99				

６－２　地すべり災害危険箇所

【東北森林管理局】

危険地区番号	位置		面積(ha)	地区内保全対象			摘要
	大字	地区名		人家戸数	公共施設	道路	
346-1	粕毛	雨池沢	10.0			林道	
計	1 箇所		10.0				

【県農林水産部 森林整備課】

危険地区番号	位置		面積(ha)	地区内保全対象			摘要
	大字	地区名		人家戸数	公共施設	道路	
0001	藤琴	奥小比内	6.49	146		林道	
0002	大沢	東又沢	19.5			林道	
0003	大沢	桂岱	55.64	237		県道	
0004	大沢	湯の沢	6.5	25		県道	
0005	大沢	大高石	167.78	475		県道	
0006	大沢	二の又	23.3			県道	
0007	大沢	滝の沢出口	8.5	5		県道	
計	7 箇所		287.71	888			

【県農林水産部 農地整備課】

番号	箇所名	大字	水系	幹川名	渓流名	危険箇所面積	地すべり防止区間		
							指定年月日	告示番号	指定面積

【県建設部 河川砂防課】

番号	箇所名	大字	水系	幹川名	渓流名	危険箇所面積	地すべり防止区間		
							指定年月日	告示番号	指定面積
61	横倉	藤琴	米代川	藤琴川	藤琴川	88	S39. 9.30	2781	75.57
62	滝の沢	藤琴	米代川	藤琴川	藤琴川	32			
63	坊中	藤琴	米代川	藤琴川	藤琴川	36.4			
64	中小比内	藤琴	米代川	藤琴川	小比内川	27.5	S62. 3.27	818	27.67
計	4 箇所					183.9			103.24

6－3　砂防指定地

【県建設部 河川砂防課】

整理番号	告示年月日	告示番号	渓流名	所在地(大字)	指定面積(ha)	備考
17	S16. 8.13	499	藤琴川	藤琴	7.54	
42	S28. 4.27	641	長場内川	粕毛	7.54	
44	S28. 4.27	641	湯の沢川	藤琴	7.54	
111	S30.11. 7	1260	大割沢川	粕毛	1.92	
112	S30.11. 7	1260	大座崩川	藤琴	2.52	
121	S31.12. 5	1900	藤琴川	藤琴	2.92	
134	S32.11.25	1476	東又沢川	藤琴	1.22	
198	S37.12.10	3005	藤琴川	藤琴	0.62	
211	S38. 9.18	2450	杉淵沢川	粕毛	18.00	
212	S38. 9.18	2450	一通沢川	藤琴	1.05	
231	S38.10.28	2703	西の又沢川	藤琴	1.83	
232	S38.10.28	2703	金喰沢川	粕毛	0.49	
233	S38.10.28	2703	青五郎沢川	粕毛	1.05	
234	S38.10.28	2703	狼之助沢川	粕毛	1.08	
305	S39. 6.23	1542	黒石沢川	藤琴	38.60	
306	S39. 6.23	1542	西の又沢川	藤琴	34.15	
335	S39. 9.16	2685	藤琴川	藤琴	23.50	
336	S39. 9.16	2685	早飛沢川	藤琴	4.00	
337	S39. 9.16	2685	湯の沢川	藤琴	9.30	
338	S39. 9.16	2685	里沢川	藤琴	12.50	
339	S39. 9.16	2685	大座崩川	藤琴	31.60	
340	S39. 9.16	2685	大割沢川	粕毛	15.03	
341	S39. 9.16	2685	長場内沢川	粕毛	36.95	
342	S39. 9.16	2685	粕毛川	粕毛	105.00	
343	S39. 9.16	2685	東又沢川	藤琴	22.30	
349	S39. 9.16	2685	内川川	粕毛	3.65	
623	S41. 5.30	1635	十文字沢川	粕毛	15.00	
648	S42. 3.22	712	一通沢川	藤琴	14.20	
758	S42.12.28	4615	滝の下沢川	藤琴	0.78	
759	S42.12.28	4615	栗の木岱沢川	藤琴	0.58	
760	S42.12.28	4615	沼田沢川	藤琴	1.10	

整理番号	告示年月日	告示番号	渓流名	所在地(大字)	指定面積(ha)	備考
761	S42.12.28	4615	成田沢川	藤琴	0.35	
762	S42.12.28	4615	下坊中沢川	藤琴	1.03	
763	S42.12.28	4615	前平沢川	藤琴	0.82	
764	S42.12.28	4615	館の沢川	藤琴	1.18	
765	S42.12.28	4615	鳥谷場沢川	藤琴	0.95	
766	S42.12.28	4615	下の沢川	藤琴	0.75	
767	S42.12.28	4615	長場内沢川	粕毛	1.39	
768	S42.12.28	4615	上畑沢川	粕毛	3.12	
769	S42.12.28	4615	熊の岱沢川	粕毛	3.08	
770	S42.12.28	4615	喜右エ門岱沢川	粕毛	1.66	
771	S42.12.28	4615	万蔵沢川	藤琴	2.13	
777	S43. 2.19	200	真土沢川	粕毛	8.39	
831	S45. 8. 7	1211	徳沢川	藤琴	48.60	
870	S47. 2. 8	175	鰍沢川	藤琴	5.26	
871	S47. 2. 8	175	横倉沢川及び左支川	藤琴	7.79	
930	S48. 6.20	1426	真名子沢川	藤琴	0.21	
970	S51. 4.14	742	薄井沢川	粕毛	3.07	
986	S52. 1.25	58	高石沢川	粕毛	1.19	
1015	S54. 5.19	998	藤琴川	藤琴	6.76	
1042	S55. 8.12	1406	寺沢川	藤琴	1.73	
1089	S57. 8. 7	1470	真土沢川	粕毛	0.86	
1217	S63. 1.25	123	長場内沢川	粕毛	3.42	
1527	H 9.12.22	2189	長場内沢川	粕毛	0.62	
計	54 箇所				527.92	

6－4　土石流危険渓流箇所

1. 土石流危険渓流（Ⅰ）

【県建設部 河川砂防課】

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地（字）	流域面積（k㎡）	保全対象		砂防指定地の有無	安全な退避場所の有無
						人家戸数（戸）	公共施設等関連施設及び被害弱者		
Ⅰ-400	米代川	粕毛川	長場内沢1	長場内	0.91	0	発電所1		米田会館
Ⅰ-401	米代川	粕毛川	中畑沢	中畑	0.18	5			米田会館
Ⅰ-402	米代川	粕毛川	上畑沢	上畑	0.04	7		有	米田会館
Ⅰ-403	米代川	藤琴川	沼田沢川	寺屋布	0.12	13		有	中通会館
Ⅰ-404	米代川	藤琴川	小さい沢	坊中	0.03	6			中通会館
Ⅰ-405	米代川	藤琴川	滝の沢1	滝の沢	0.07	15			中通会館
Ⅰ-406	米代川	湯の沢川	湯の沢	湯の沢	0.06	0	宿泊施設1		
Ⅰ-407	米代川	藤琴川	湯の沢	湯の沢	1.69	0	宿泊施設1 公共施設1	有	
Ⅰ-408	米代川	小比内川	馬坂沢	馬坂	0.02	11			町民体育館
Ⅰ-409	米代川	藤琴川	宮ノ沢	藤琴	0.03	9			町民体育館
Ⅰ-410	米代川	藤琴川	藤琴沢1	藤琴	0.02	20			町民体育館
Ⅰ-411	米代川	藤琴川	藤琴沢2	藤琴	0.02	20			町民体育館
Ⅰ-412	米代川	藤琴川	前ノ平沢川	藤琴	0.06	18	公共施設1	有	町民体育館
Ⅰ-413	米代川	藤琴川	藤琴沢3	藤琴	0.03	19	診療所1 公共施設1		町民体育館
Ⅰ-414	米代川	藤琴川	館の沢川	藤琴	0.09	37	官公署2 公共施設1	有	町民体育館
Ⅰ-415	米代川	藤琴川	鳥谷場沢川	鳥谷場	0.04	11		有	藤里小学校
Ⅰ-416	米代川	藤琴川	大沢	大沢	0.05	5			大沢会館
計	17 箇所				3.46	196			

1. 土石流危険渓流（Ⅱ）

【県建設部 河川砂防課】

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地（字）	流域面積（k㎡）	保全対象			砂防指定地の有無	安全な退避場所の有無
						人家戸数（戸）	公共施設等関連施設及び被害弱者			
Ⅱ-244	米代川	粕毛川	長場内沢川	長場内	0.23	1			有	米田会館
Ⅱ-245	米代川	粕毛川	長瀞沢1	長瀞	0.03	4				藤里中学校
Ⅱ-246	米代川	粕毛川	長瀞沢2	長瀞	0.02	4				藤里中学校
Ⅱ-247	米代川	藤琴川	田中沢	田中	0.09	4				中通会館
Ⅱ-248	米代川	藤琴川	坊中沢	坊中	0.16	3				中通会館
Ⅱ-249	米代川	藤琴川	出戸小比内沢1	出戸小比内	0.03	1				町民体育館
Ⅱ-250	米代川	藤琴川	出戸小比内沢2	出戸小比内	0.13	3				町民体育館
Ⅱ-251	米代川	藤琴川	鳥谷場沢3	鳥谷場	0.02	2				藤里小学校
Ⅱ-252	米代川	藤琴川	鳥谷場沢1	鳥谷場	0.01	3				藤里小学校
Ⅱ-253	米代川	藤琴川	鳥谷場沢2	鳥谷場	0.01	1				藤里小学校
Ⅱ-254	米代川	大沢川	嘉平岱沢	嘉平岱	0.03	1				大沢会館
Ⅱ-255	米代川	大沢川	滝の沢出口	嘉平岱	0.01	1				大沢会館
Ⅱ-256	米代川	大沢川	名不知沢	名不知	0.24	1				大沢会館
計	13 箇所				1.01	29				

6－5 山地災害危険地崩壊土砂流出危険地区

山地（1） 山腹崩壊危険地区

【東北森林管理局】

危険地区番号	位置		面積（ha）	地区内保全対象			摘要
	大字	地区名		人家戸数	公共施設	道路	
346-1	粕毛	粕毛	1.0				
346-2	粕毛	狼之助沢	1.0			林道	
346-3	粕毛	一取沢	1.0			林道	
346-4	粕毛	雨池沢	1.0			林道	
346-5	藤琴	タタラ沢	1.0			林道	
計	5 箇所		5.0				

【県農林水産部 森林整備課】

危険地区番号	位置		面積(ha)	地区内保全対象			摘要
	大字	地区名		人家戸数	公共施設	道路	
0001	矢坂	下一の坂	4	1	2		
0002	粕毛	上野	5			町道	
0003	粕毛	西真土	1			町道	
0004	粕毛	真土上岱	1	5		町道	
0005	粕毛	下萱沢	8	25		町道	
0006	粕毛	室岱	5	28		町道	
0007	粕毛	上長場内	1	2		町道	
0008	粕毛	上長場内	2	2		町道	
0009	粕毛	岩合	10	2		県道	
0010	粕毛	岩合	7	2		県道	
0011	粕毛	岩合	2	2		県道	
0012	粕毛	南鹿瀬内	10			林道	
0013	粕毛	南鹿瀬内	2			林道	
0014	粕毛	南鹿瀬内	6			県道	
0015	粕毛	北熊の岱	9	20		県道	
0016	粕毛	上鴨助岱	3			林道	
0017	粕毛	下鴨助岱	8			林道	
0018	粕毛	喜右エ門岱	5	3		町道	
0019	粕毛	上谷地	2			町道	
0020	粕毛	上谷地	3	2		町道	
0021	粕毛	上谷地	3	14		町道	
0022	粕毛	上長瀞	6	7		県道	
0023	粕毛	下長瀞	8	20		県道	
0024	粕毛	清水岱	7	50		県道	
0025	藤琴	中小比内	3	7		町道	
0026	藤琴	鳶岩	2	1		町道	
0027	藤琴	鳶岩	2			町道	
0028	藤琴	孫惣岱	3			林道	
0029	藤琴	奥小比内	7			林道	
0030	藤琴	焼毛戸	3			林道	
0031	藤琴	孫惣岱	3			林道	

危険地区番号	位置		面積(ha)	地区内保全対象			摘要
	大字	地区名		人家戸数	公共施設	道路	
0032	藤琴	孫惣岱	6			林道	
0033	藤琴	松倉	8			林道	
0034	藤琴	松倉	4			町道	
0035	藤琴	松倉	6			町道	
0036	藤琴	鳶岩	9	1		町道	
0037	藤琴	中小比内	5	1		町道	
0038	藤琴	中小比内	2			町道	
0039	藤琴	木賊森	6	12		町道	
0040	藤琴	木賊森	2	10		町道	
0041	藤琴	木賊森	3	6		町道	
0042	藤琴	田中	1	5		町道	
0043	藤琴	上茶屋	2	1		林道	
0044	藤琴	金沢	3			県道	
0045	藤琴	上茶屋	1			林道	
0046	藤琴	金沢	4	17		県道	
0047	藤琴	上茶屋	2	13		県道	
0048	藤琴	里沢	3			県道	
0049	藤琴	真名子	2			町道	
0050	藤琴	分作	3	11		県道	
0051	藤琴	横倉	3	5		県道	
0052	太良鉱山	太良	4			県道	
0053	太良鉱山	太良	7			県道	
0054	太良鉱山	太良	4			県道	
0055	太良鉱山	太良	1			県道	
0056	太良鉱山	太良	2			県道	
0057	太良鉱山	太良	5			県道	
0058	太良鉱山	太良	2			県道	
0059	太良鉱山	太良	14			県道	
0060	藤琴	早飛沢	3			県道	
0061	藤琴	早飛沢	17			県道	
0062	藤琴	早飛沢	23			県道	
0063	藤琴	一の坂	6	4		県道	

危険地区番号	位置		面積(ha)	地区内保全対象			摘要
	大字	地区名		人家戸数	公共施設	道路	
0064	藤琴	一の坂	3	4		県道	
0065	藤琴	向真名子	12	10		町道	
0066	藤琴	向真名子	7	5		町道	
0067	藤琴	岩橋	4	1		町道	
0068	藤琴	大落	15	3		県道	
0069	藤琴	滝の沢	4	25		県道	
0070	藤琴	下湯の沢	8			農道	
0071	藤琴	下湯の沢	7	1		農道	
0072	藤琴	大高石	6			林道	
0073	藤琴	大高石	5			林道	
0074	藤琴	出戸高石	2	1		県道	
0075	藤琴	岩下	3			県道	
0076	藤琴	馬坂	12	15		県道	
0077	藤琴	大関添	18	60		県道	
0078	藤琴	前平	4	50		県道	
0079	藤琴	鳥谷場	15	30	1	県道	
0080	藤琴	中荒川	18	2		町道	
0081	大沢	荒川	10	60		県道	
0082	大沢	向山下	6	3		県道	
0083	大沢	院内沢	4			県道	
0084	大沢	嘉平岱	3			県道	
0085	大沢	大落	2			県道	
0086	大沢	大落	1			県道	
0087	大沢	夏峠沢	2			県道	
0088	大沢	川内沢	2			県道	
0089	大沢	西大川目	1			県道	
0090	大沢	南大川目	5			林道	
0091	大沢	西大川目	11			県道	
0092	大沢	二の又	1			県道	
0093	大沢	川内沢	2			県道	
0094	大沢	川内沢	2			県道	
0095	大沢	川内沢	1			県道	

危険地区番号	位置		面積(ha)	地区内保全対象			摘要
	大字	地区名		人家戸数	公共施設	道路	
0096	大沢	赤兀	4			県道	
0097	大沢	赤兀	2			県道	
0098	大沢	奥一の又	1			林道	
0099	大沢	一の又出口	4			林道	
0100	大沢	一の又出口	4			県道	
0101	大沢	滝の沢出口	15	1		県道	
0102	大沢	奥滝の沢	3			林道	
0103	大沢	滝の沢出口	11			林道	
0104	大沢	滝の沢出口	1	1		林道	
0105	大沢	杢ヶ沢	4	3		町道	
0106	大沢	山下	3	50		町道	
0107	大沢	二本柳	1	30		町道	
計	107 箇所		5.5	640	3		

山地(2)　崩壊土砂流出危険地区

【東北森林管理局】

危険地区番号	位置		面積(ha)	地区内保全対象			摘要
	大字	地区名		人家戸数	公共施設	道路	
346-1	藤琴	天池沢	3.00				
346-2	藤琴	西ノ沢	5.40				
346-3	藤琴	物見沢	3.60				
346-4	藤琴	赤渋沢	3.75				
346-5	藤琴	松ノ沢	3.00				
346-6	藤琴	岳ノ沢	2.40				
346-7	藤琴	カタリ山沢	3.15				
346-8	藤琴	滝ノ沢	4.95				
346-9	藤琴	湯ノ沢	11.34				
346-10	大沢	大川目沢	3.60				
346-11	大沢	大沢高石沢	5.40				
346-12	大沢	突込沢	4.20				
346-13	大沢	二ノ又沢	1.50				
346-14	粕毛	大開沢	1.68				

危険地区番号	位置		面積(ha)	地区内保全対象			摘要
	大字	地区名		人家戸数	公共施設	道路	
346-15	粕毛	深沢	1.08				
346-16	粕毛	嘉左エ門沢	1.20				
346-17	粕毛	金喰沢	0.35				
346-18	粕毛	兵二郎沢	0.50				
346-19	粕毛	ヘグリ沢	0.30				
346-20	粕毛	内川(1)	2.03				
346-21	藤琴	奥朝日沢	1.35				
346-22	藤琴	スベリ沢	0.42				
346-23	粕毛	内川(2)	1.17				
346-24	粕毛	清五郎沢	0.72				
346-25	藤琴	粕沢	0.54				
計	25 箇所		66.63				

【県農林水産部 森林整備課】

危険地区番号	位置		面積(ha)	地区内保全対象			摘要
	大字	地区名		人家戸数	公共施設	道路	
0001	矢坂	奥岩本	1.3	70		県道	
0002	矢坂	奥釜の沢	1.6	70		県道	
0003	粕毛	薄井沢	4.5	40		県道	
0004	粕毛	薄井沢	2.5	40		県道	
0005	粕毛	薄井沢	0.1	40		県道	
0006	粕毛	西真土	0.2			町道	
0007	粕毛	西真土	0.1	15		町道	
0008	粕毛	西真土	2.1	30		町道	
0009	粕毛	真土上岱	0.8	15		町道	
0010	粕毛	室岱	1.2	15		町道	
0011	粕毛	下長場内	0.1	2		町道	
0012	粕毛	上長場内	0.5	2		町道	
0013	粕毛	上長場内	0.5	2		町道	
0014	粕毛	上長場内	0.3	2		町道	
0015	粕毛	上長場内	1.1	2		町道	
0016	粕毛	上長場内	8.3			町道	
0017	粕毛	岩合	1.0	2		県道	

危険地区番号	位置		面積(ha)	地区内保全対象			摘要
	大字	地区名		人家戸数	公共施設	道路	
0018	粕毛	岩合	0.2			県道	
0019	粕毛	南鹿瀬内	0.3			林道	
0020	粕毛	南鹿瀬内	0.1			林道	
0021	粕毛	西熊の岱	0.5			県道	
0022	粕毛	北熊の岱	0.7	15		県道	
0023	粕毛	上鴨助岱	0.5	15		県道	
0024	粕毛	上鴨助岱	0.3			林道	
0025	粕毛	上鴨助岱	1.1			林道	
0026	粕毛	上谷地	1.0	18		県道	
0027	粕毛	上谷地	0.2	18		県道	
0028	粕毛	上谷地	0.4	20		県道	
0029	粕毛	上長瀞	0.1	5		県道	
0030	藤琴	寺沢二又	6.5	15	1	県道	
0031	藤琴	出戸小比内	0.5	6		町道	
0032	藤琴	出戸小比内	0.5	5		町道	
0033	藤琴	立間沢	0.1	6		町道	
0034	藤琴	立間沢	0.5			町道	
0035	藤琴	中小比内	0.5			町道	
0036	藤琴	中小比内	0.4	1		町道	
0037	藤琴	松倉	0.3			町道	
0038	藤琴	松倉	0.5			町道	
0039	藤琴	孫惣岱	0.2			林道	
0040	藤琴	孫惣岱	0.2			林道	
0041	藤琴	小比内西又	0.7			林道	
0042	藤琴	小比内西又	0.5			林道	
0043	藤琴	小比内西又	0.3			林道	
0044	藤琴	小比内東又	0.3			林道	
0045	藤琴	小比内東又	0.1			林道	
0046	藤琴		0.1			林道	
0047	藤琴	小比内東又	0.1			林道	
0048	藤琴	小比内東又	0.2			林道	
0049	藤琴	小比内東又	0.4			林道	

危険地区番号	位置		面積(ha)	地区内保全対象			摘要
	大字	地区名		人家戸数	公共施設	道路	
0050	藤琴	小比内東又	0.5			林道	
0051	藤琴	小比内東又	0.8			林道	
0052	藤琴	奥小比内	0.9			林道	
0053	藤琴	奥小比内	0.2			林道	
0054	藤琴	焼毛戸	0.3			林道	
0055	藤琴	焼毛戸	0.2			林道	
0056	藤琴	孫惣岱	0.1			林道	
0057	藤琴	孫惣岱	0.5			林道	
0058	藤琴	孫惣岱	0.1			林道	
0059	藤琴	小佐沢	1.0			林道	
0060	藤琴	松倉	0.1			林道	
0061	藤琴	鳶岩	0.2			林道	
0062	藤琴		0.1			県道	
0063	藤琴	下坊中	0.1			町道	
0064	藤琴	上坊中		6		町道	
0065	藤琴	田中				町道	
0066	藤琴	田中		4		町道	
0067	藤琴			25		町道	
0068	藤琴			10		町道	
0069	藤琴			1		林道	
0070	藤琴	上茶屋	0.2			県道	
0071	藤琴	上茶屋	0.5			県道	
0072	藤琴	上茶屋	0.5			県道	
0073	藤琴	上茶屋	0.3			県道	
0074	藤琴	水無	3.0	2		県道	
0075	藤琴	分作	0.1	3		県道	
0076	藤琴	横倉	1.0	4		県道	
0077	藤琴	冷水	0.1			県道	
0078	藤琴	藤琴沢	0.3			県道	
0079	藤琴	藤琴沢	0.5			県道	
0080	藤琴	藤琴沢	0.7			県道	
0081	太良鉱山	太良	0.9			県道	

危険地区番号	位置		面積(ha)	地区内保全対象			摘要
	大字	地区名		人家戸数	公共施設	道路	
0082	太良鉱山	太良	0.4			県道	
0083	太良鉱山	太良	0.1			県道	
0084	太良鉱山	太良	0.6			県道	
0085	太良鉱山	太良	0.1			県道	
0086	太良鉱山	太良	0.5			県道	
0087	太良鉱山	太良	0.1			県道	
0088	太良鉱山	太良	0.5			県道	
0089	太良鉱山	太良	0.4			林道	
0090	太良鉱山	太良	0.5			林道	
0091	太良鉱山	太良	1.8			林道	
0092	太良鉱山	太良	0.5			県道	
0093	太良鉱山	太良	0.4			県道	
0094	太良鉱山	太良	1.1			県道	
0095	藤琴	早飛沢	0.3			県道	
0096	藤琴	桂岱	2.0			県道	
0097	藤琴	一の坂	0.4	3		県道	
0098	藤琴	向真名子	0.1			林道	
0099	藤琴	大砂崩	0.1			林道	
0100	藤琴	大砂崩	0.5			林道	
0101	藤琴	十六貫	0.1			林道	
0102	藤琴	十六貫	0.3			林道	
0103	藤琴	十六貫	0.2			林道	
0104	藤琴	十六貫	0.4			林道	
0105	藤琴	十六貫	0.2			林道	
0106	藤琴	十六貫	0.1			県道	
0107	藤琴	十六貫	0.1			県道	
0108	藤琴	十六貫	0.2			県道	
0109	藤琴	十六貫	0.1			県道	
0110	藤琴	十六貫	0.1			県道	
0111	藤琴	滝の沢	0.1	25		県道	
0112	藤琴	突山下	0.4	10		県道	
0113	藤琴	突山下	0.2	10		県道	

危険地区番号	位置		面積(ha)	地区内保全対象			摘要
	大字	地区名		人家戸数	公共施設	道路	
0114	藤琴	突山下	0.3			県道	
0115	藤琴	上湯の沢	0.3	11		県道	
0116	藤琴	下湯の沢	0.3	11		県道	
0117	藤琴	堰根沢	0.8	15		県道	
0118	藤琴	高山下	1.0			林道	
0119	藤琴	堰根沢	1.1			県道	
0120	藤琴	小高石	1.2			県道	
0121	藤琴	中の田	0.4			県道	
0122	藤琴	中の田	0.4			県道	
0123	藤琴	中の田	0.1			県道	
0124	藤琴	岩下	0.1			県道	
0125	藤琴	馬坂	0.1	15		県道	
0126	藤琴	大関添	0.2	100	1	県道	
0127	藤琴	鳥谷場	0.2	90	1	県道	
0128	藤琴	中荒川	0.1			町道	
0129	大沢	楢木坂	0.1			県道	
0130	大沢	院内沢	0.5			県道	
0131	藤琴	寺沢	6.3	6		県道	
0132	大沢	大落	0.1	2		県道	
0133	大沢	大落	0.2			県道	
0134	大沢	夏峠沢	0.1			県道	
0135	大沢	夏峠沢	0.1			県道	
0136	大沢	夏峠沢	0.1			県道	
0137	大沢	名不知	0.2			県道	
0138	大沢	名不知	0.1			県道	
0139	大沢	名不知	0.1			県道	
0140	大沢	赤兀	0.2			県道	
0141	大沢	赤兀	0.2			県道	
0142	大沢	川内沢	0.8			県道	
0143	大沢	川内沢	0.9			県道	
0144	大沢	川内沢	0.4		1	県道	
0145	大沢	川内沢	0.4		1	県道	

危険地区番号	位置		面積(ha)	地区内保全対象			摘要
	大字	地区名		人家戸数	公共施設	道路	
0146	大沢	奥二の又	0.5			県道	
0147	大沢	川内沢	0.5			県道	
0148	大沢	川内沢	0.1			県道	
0149	大沢	赤兀	0.1			県道	
0150	大沢	一の又出口	0.1			林道	
0151	大沢	奥一の又	0.5			林道	
0152	大沢	奥一の又	0.5			林道	
0153	大沢	一の又出口	0.1			林道	
0154	大沢	夏峠沢	0.4			県道	
0155	大沢	滝の沢出口	0.2	1		林道	
0156	大沢	奥滝の沢	0.5			林道	
0157	大沢	奥滝の沢	0.4			林道	
0158	大沢	奥滝の沢	0.7	1		林道	
0159	大沢	奥滝の沢	0.7	1		林道	
0160	大沢	滝の沢出口	0.5	1		県道	
0161	大沢	滝の沢出口	0.1	1		林道	
0162	大沢	滝の沢出口	0.1			林道	
0163	大沢	杢ヶ沢	0.2			林道	
0164	大沢	白石沢	0.4			農道	
0165	大沢	山下	0.2			農道	
0166	大沢	山下	0.2			農道	
0167	大沢	釜谷	1.3			農道	
計	167 箇所						

6－6　雪崩危険箇所

1．雪崩危険箇所（Ⅰ）

【県建設部 河川砂防課】

箇所番号	箇所名	位置		人家戸数	備考
		大字	地区名		
Ⅰ-266	金沢	藤琴	上茶屋	14	
Ⅰ-267	金沢2号	藤琴	金沢	19	
Ⅰ-268	室岱	粕毛	室岱	13	
Ⅰ-269	萱沢	粕毛	下萱沢	5	
Ⅰ-270	滝の沢	藤琴	滝の沢	27	
Ⅰ-271	湯の沢	藤琴	湯の沢	7	
Ⅰ-272	坊中	藤琴	坊中	9	
Ⅰ-273	下中小比内	藤琴	下中小比内	5	
Ⅰ-274	沢尻	藤琴	沢尻	5	
Ⅰ-275	家の後1号	藤琴	三ツ谷脇	12	
Ⅰ-276	家の後2号	藤琴	前平	24	
Ⅰ-277	家の後3号	藤琴	鳥谷場	27	
Ⅰ-278	家の後4号	藤琴	鳥谷場	9	
Ⅰ-279	家の後5号	藤琴	鳥谷場	7	
Ⅰ-280	大沢	大沢	向山下	8	
Ⅰ-1879	分作2号	藤琴	分作	1	
Ⅰ-1880	向真名子	藤琴	向真名子	6	
Ⅰ-1881	滝の沢2号	藤琴	滝の沢		
Ⅰ-1882	下湯ノ沢1号	藤琴	下湯の沢		
Ⅰ-1883	下湯ノ沢2号	藤琴	下湯の沢		
Ⅰ-1884	下湯ノ沢3号	藤琴	下湯の沢		
Ⅰ-1885	里栗2号	藤琴	里栗		
Ⅰ-1886	下湯ノ沢4号	藤琴	下湯の沢		
Ⅰ-1887	馬坂	藤琴	馬坂	19	
Ⅰ-1888	前平	藤琴	前平	5	
Ⅰ-1889	素波里1号	粕毛	素波里		
Ⅰ-1890	素波里2号	粕毛	素波里	1	
Ⅰ-1891	上畑	粕毛	上畑	7	
Ⅰ-1892	下長瀞3号	粕毛	下長瀞	6	

箇所番号	箇所名	位置		人家戸数	備考
		大字	地区名		
Ⅰ-1893	清水岱1号	粕毛	清水岱	5	
Ⅰ-1894	大屋布2号	藤琴	大屋布	7	
Ⅰ-1895	沢尻3号	藤琴	沢尻	6	
Ⅰ-1896	向山下2号	大沢	向山下	5	
計	33 箇所			259	

2. 雪崩危険箇所(Ⅱ)

【県建設部 河川砂防課】

箇所番号	箇所名	位置		人家戸数	備考
		大字	地区名		
Ⅱ-428	横倉	藤琴	横倉	1	
Ⅱ-429	一ノ坂1号	藤琴	一の坂	1	
Ⅱ-430	一ノ坂2号	藤琴	一の坂	1	
Ⅱ-431	分作1号	藤琴	分作	2	
Ⅱ-432	真名子	藤琴	真名子	1	
Ⅱ-433	里沢	藤琴	里沢	2	
Ⅱ-434	寺屋布	藤琴	寺屋布	2	
Ⅱ-435	里栗1号	藤琴	里栗	1	
Ⅱ-436	中高石1号	藤琴	中高石	3	
Ⅱ-437	中高石2号	藤琴	中高石	1	
Ⅱ-438	松倉	藤琴	松倉	1	
Ⅱ-439	鳶岩	藤琴	鳶岩	1	
Ⅱ-440	木賊森1号	藤琴	木賊森	1	
Ⅱ-441	木賊森2号	藤琴	木賊森	1	
Ⅱ-442	立間沢	藤琴	立間沢	1	
Ⅱ-443	出戸小比内1号	藤琴	出戸小比内	2	
Ⅱ-444	出戸小比内2号	藤琴	出戸小比内	2	
Ⅱ-445	三ツ谷脇	藤琴	三ツ谷脇	2	
Ⅱ-446	長場内	粕毛	長場内	1	
Ⅱ-447	端家	粕毛	端家	1	
Ⅱ-448	米田	粕毛	米田	2	
Ⅱ-449	谷地	粕毛	谷地	2	
Ⅱ-450	室岱2号	粕毛	室岱	1	

箇所番号	箇所名	位置		人家戸数	備考
		大字	地区名		
Ⅱ-451	下長瀞1号	粕毛	下長瀞	1	
Ⅱ-452	下長瀞2号	粕毛	下長瀞	1	
Ⅱ-453	大屋布1号	藤琴	大屋布	1	
Ⅱ-454	大屋布3号	藤琴	大屋布	3	
Ⅱ-455	大屋布4号	藤琴	大屋布	1	
Ⅱ-456	沢尻2号	藤琴	沢尻	1	
Ⅱ-457	川内沢1号	大沢	川内沢	1	
Ⅱ-458	川内沢2号	大沢	川内沢	1	
Ⅱ-459	夏峠沢	大沢	夏峠沢	1	
Ⅱ-460	嘉平岱1号	大沢	嘉平岱	1	
Ⅱ-461	嘉平岱2号	大沢	嘉平岱	1	
Ⅱ-462	嘉平岱3号	大沢	嘉平岱	1	
Ⅱ-463	嘉平岱4号	大沢	嘉平岱	1	
Ⅱ-464	杢ヶ沢	大沢	杢ヶ沢	3	
Ⅱ-465	楢木坂	大沢	楢木坂	3	
Ⅱ-466	向山下1号	大沢	向山下	3	
Ⅱ-467	沢尻1号	藤琴	沢尻	3	
計	40 箇所			60	

6－7　農用地等湛水による洪水予防箇所

No.	位置	農用地の湛水状況		保全対象	
	(大字)	農用地面積(ha)	排水方法	人家(戸)	公共施設
1	矢坂	12.2	自然排水	65	地区会館1

第７　公用負担に関する資料

７－1　町長等の応急公用負担

災害時における応急的な物的公用負担については、災害対策基本法、災害救助法等各種法令に規定されている。これらの各種法令に基づく処分権者、処分の条件、範囲、補償等及び公用令書の交付、受領の手続等については次のとおりである。

処分権者	条　件	範　　囲	補償等	根拠法令
水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防のため緊急の必要があるとき、水防の現場において。	１．必要な土地の一時使用 ２．土石、竹木、その他の資材を使用し、もしくは収用すること。 ３．車馬その他の運搬具もしくは器具を使用すること。 ４．工作物その他の障害物を処分すること。	水防管理団体は、損失をうけた者に対し時価により補する。	水防法第 21 条
消防吏員 消防団員	消火もしくは延焼の防止又は人命救助のための必要があるとき。	１．火災が発生せんとし又は、発生した消防対策物を使用し処分すること。 ２．上記の消防対象物のある土地を使用し、又は、その使用を制限すること。		消防法第 29 条第 1 項
消防長 消防署員 （消防団長）	火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるとき。	延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し又はその使用を制限すること。		消防法第 29 条第 2 項
同　　上	消火もしくは延焼の防止または人命救助のため緊急の必要があるとき。	上記以外の消防対象物および土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。	町は損失補償の要求があったときは、時価により補償する。	消防法第 29 条第 3 項 第 4 項
町長 （警察官） （海上保安官） （自衛官）	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において応急措置のため緊急の必要があるとき。	１．他人の土地、建物、工作物を一時使用すること。 ２．土石、竹木その他の物件を使用し、もしくは収用すること。	町長は処分により通常生ずべき損失を補償する。	災害法第 64 条第 1 項
同　　上	同　　上	現場の災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置。	町長又は警察署長は、当該工作物等を保管しなければならない。	災害法第 64 条第 2 項
町長 （警察署長） （海上保安部長）	災害が発生するおそれがあるとき。	災害を拡大させるおそれのある設備、物件の除去、保安その他必要な措置を占有者に指示すること。		災害法第 59 条

第８　生活関連物資等調達に関する資料

８－１　主食・副食品・飲食料調達先

品目	業者名	所在地	電話番号	備考
米穀	㈲土佐プロパン	藤琴字藤琴 173－3	79-2031	
	㈱伊徳藤琴店	藤琴字藤琴 13	79-2255	
鮮魚類	㈱伊徳藤琴店	藤琴字藤琴 13	79-2255	
	旬味藤（藤原次男）	粕毛字清水岱 7-51	79-1120	
食料品	㈱伊徳藤琴店	藤琴字藤琴 13	79-2255	
	白神街道ふじさと（特産地直売所）	矢坂字上野蟹子沢 85-6	71-4114	
	菊地商店	大沢字蕨台 13-1	79-1612	
	藤田呉服店	藤琴字藤琴 4	79-2065	
	浅利商店	藤琴字藤琴 211	79-2008	
	斎長商店	藤琴字藤琴 207	79-2013	
	石川餅店	藤琴字大関添 36-3	79-1344	
	桂田商店	粕毛字春日野 22	79-1679	
	藤田藤正商店	粕毛字室岱 41-4	79-2165	
	成永商店	藤琴字寺屋布 23	79-2679	
	ホテルゆとりあ藤里	藤琴字上湯の沢 1-2	79-1070	

８－２　文房具、学用品調達先

品目	業者名	所在地	電話番号	備考
文房具 学用品	㈱伊徳藤琴店	藤琴字藤琴 13	79-2255	

８－３　生活必需物資調達先一覧

品目	業者名	所在地	電話番号	備考
外　衣 肌　着 身廻品 寝　具	㈱伊徳藤琴店	藤琴字藤琴 13	79-2255	
	㈱寝具のさいとう	藤琴字藤琴 198	79-2323	
	㈲佐藤洋品店	藤琴字藤琴 18-1	79-1649	
	藤田呉服店	藤琴字藤琴 4 - 1	79-2065	
履物	ほそだ靴店	藤琴字藤琴 200-2	79-2067	
	淡路はきもの店	藤琴字藤琴 4	79-1514	
日用品	㈱伊徳藤琴店	藤琴字藤琴 13	79-2255	
	菊地商店	大沢字蕨台 13-1	79-1612	
	浅利商店	藤琴字藤琴 211	79-2008	
	斎長商店	藤琴字藤琴 207	79-2013	
	藤田藤正商店	粕毛字室岱 41-4	79-2165	
	成永商店	藤琴字寺屋布 23	79-2679	
	安保商店	藤琴字家の後 34-2	79-1504	
	あきた白神農協 藤里営農ｾﾝﾀｰ	藤琴字鳥谷場 136-1	79-1644	
薬　　店	㈱伊徳藤琴店	藤琴字藤琴 13	79-2255	
ＬＰガス 供給店	㈲土佐プロパン	藤琴字藤琴 173－3	79-2031	
	太平熔材㈱ 村岡営業所	藤琴字藤琴 79	79-1122	
	全農エネルギー㈱ JA ｸﾐｱｲﾌﾟﾛﾊﾟﾝ あきた白神販売所	能代市鰄渕字古川反 12-4	70-1361	
灯油 販売店	山一興業㈱ 藤里給油所	藤琴字大関添 151	79-1313	
	㈲土佐プロパン	藤琴字藤琴 173－3	79-2031	
	㈱小山油店	藤琴字藤琴 42	79-1655	
	太平熔材㈱ 村岡営業所	藤琴字藤琴 79	79-1122	
	あきた白神農業協 同組合藤里給油所	藤琴字鳥谷場 128	79-1011	

８－４　藤里町の生活必需物資の備蓄一覧表

備蓄場所 / 備蓄品目	偕楽荘	婦人若者活動促進施設	粕毛交流センター	米田会館	大沢会館	中通会館	金沢体育館
毛　布（枚）	169						
ｱﾙﾌｧ米（1箱50食）	50						
ｱﾙﾌｧ米（おかゆ）（1箱50食）	46						
ｶﾝﾊﾟﾝ（1箱24缶）	20						
保存水（500ml 1箱24本）	20						
ランタン	10						
タオル	100						
石鹸	40						
幼児用オムツ	男女共用Mサイズ　1袋56枚　12袋 男児Lサイズ　1袋42枚　12袋 女児Lサイズ　1袋42枚　12袋						
大人用オムツ（1袋18枚）	30						
簡易トイレ（便袋）1箱100回分	20						
移動式発電機	2（役場）	1	1	1	1	1	1
投光器	2（役場）	1	1	1	1	1	1
ｺｰﾄﾞﾘｰﾙ	2（役場）	1	1	1	1	1	1
石油ｽﾄｰﾌﾞ		1	1	1	1	1	1
トウガ・カケヤ各2、たこ槌7、ハンマー3、ナタ3、スコップ10、バール2、シート25、 ポリ容器飲水10L用200　（保管場所：水防倉庫）							
給水タンク（ｱﾙﾐ製）　2,000ℓ×１台（保管場所：藤里浄化センター）							

（平成２７年２月現在）

８－５　生活関連物資等調達に関する様式

様式第１

応急食糧緊急引渡要請書

年　　月　　日

殿

藤里町長　　印

１．要請の事由

２．要請数量の算出基礎

３．要請事項

種　　類	数　量	希望出庫倉庫	配給市町村名	備　考

４．取引希望日

５．取引人及び代理人指名　　印

様式第２

応 急 食 糧 受 領 証

殿

１．受領数量

年　度	銘　　柄	種　類	包　装	量　目	等　級	数　量	備　考

２．受領場所

上記正に受領いたしました。

年　　月　　日

トラック番号	
引渡会社名	
引渡しの事実を証する事項	

引取人又は
代理人指名　　印

様式第３

救助物資調達要請書

年　　月　　日

殿

藤里町長災害対策本部長　　印

１．要請事由

２．要請事項

品　　名	規　格	数　量	備　　考

３．調達希望月日及び受領場所　　月　　日午 前 後　　時　　分

４．調達者及び代理人指名　　印

様式第４

救助物資受領書

殿

１．受領場所

２．受領物品名

品　　名	規　格	数　量	備　　考

上記正に受領いたしました。

トラック番号	

引取人又は
代理人指名　　印

様式第５

物資給与及び受領簿

（　　避難所）
（　　班）

住家被害程度区分		給与の基礎となった世帯構成員数	人

災害救助用物資として下記内容のとおり受領いたしました。

年　　月　　日

住　所

世帯主（氏名）　　印
（班長）

給与年月日	品　名	数　量	備考	給与年月日	品　名	数　量	備考

（注）受領年月日は、最後に給与された物資の受領年月日とする。

様式第６

救助物資受払簿

品　　名			単位呼称		
年　月　日	摘　　要	受	払	残	備　　考
計	県調達分 町調達分				

（注）１．「摘要」欄に調達先又は受入先及び払出先を記入すること。
２．最終欄に県より受入分及び町調達分別に受・払・残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

８－６　町保有車一覧表

NO.	ナンバー	車　種		所管課
1	秋田ぬ 33-8969	普通乗用	マジェスタ	総務課
2	秋田み 300-3565	〃	エスティマ	
3	秋田ひ 500-3366	小型乗用	カローラ	
4	秋田て 300-1306	〃	プリウス	
5	秋田と 300-4237	〃	プリウス	
6	秋田は 200-313	自家用乗合	町民バス	
7	秋田と 501-8480	小型乗用	プロボックス	
8	秋田ね 501-2031	軽乗用	カローラ（交通指導車）	町民課
9	秋田さ 200-347	自家用乗合	ﾄﾖﾀｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ（福祉ﾊﾞｽ）	
10	秋田た 501-7219	小型乗用	ヴィッツ	
11	秋田て 580-2609	軽乗用	タント	
12	秋田さ 800-959	（リフト付ワゴン）	ハイエース（福祉協議会）	
13	秋田さ 800-2295	（車いす移動車）	ハイエース（福祉協議会）	
14	秋田ぬ 880-958	軽乗用	ミニキャブ（福祉協議会）	
15	秋田さ 800-1098	（リフト付きバス）	バス（福祉協議会）	
16	秋田さ 100-3216	普通貨物	不燃物２ｔダンプ	生活環境課
17	秋田さ 800-1745	特殊	塵芥車　４ｔ	
18	秋田さ 800-2381	特殊	塵芥車　２ｔ	
19	秋田ま 00-5034	大型特殊	除雪ドーザ WA200	
20	秋田る 00-736	〃	除雪ドーザ L20	
21	秋田る 00-1933	〃	除雪ドーザ ZW140	
22	秋田る 00-2685	〃	除雪ドーザ WA105	
23	秋田る 00-2901	〃	除雪ドーザ 50C4（8t 級）	
24	秋田る 900-322	〃	除雪歩道ロータリ HK131K	
25	秋田る 900-527	〃	除雪ロータリ HTR265	
26	秋田ま 99-5020	〃	除雪ロータリ HTR251	
27	秋田ち 11-5139	普通貨物	４ｔダンプ	
28	秋田さ 100-6534	〃	トヨエース（道路維持）	
29	秋田さ 480-8761	軽貨物	ハイゼットトラック	
30	秋田さ 800-8609	消防ﾎﾟﾝﾌﾟ積載車	第１分団（藤琴）	
31	秋田あ 880-223	〃	第１分団（藤琴）	
32	秋田あ 880-314	〃	第２分団（大沢）	
33	秋田あ 880-451	〃	第３分団（粕毛）	
34	秋田あ 880-225	〃	第３分団（矢坂）	
35	秋田あ 880-313	〃	第４分団（米田）	
36	秋田あ 880-224	〃	第５分団（中通）	
37	秋田あ 880-315	〃	第５分団（金沢）	
38	秋田き 880-1001	軽貨物	クリッパー	
39	秋田ふ 300-7889	普通乗用	エクストレイル	

NO.	ナンバー	車種		
40	秋田な 500-5486	小型乗用	フィルダー	農林課
41	秋田ち 50-9173	軽乗用	ジムニー	
42	秋田け 480-1931	軽貨物	キャリーダンプ	
43	秋田す 100-2969	普通貨物	エルフトラック 4WD	
44	秋田き 480-3498	小型貨物	クリッパーバン	
45	秋田て 300-6665	普通乗用	ラブ４	
46	秋田と 300-891	〃	ランドクルーザー	
47	秋田け 480-3638	軽貨物	ハイゼットトラック	
48	秋田ま 00-5983	大型特殊	除雪ドーザ 65ZA	
49	秋田な 300-6493	普通乗用	ラブ４	
50	秋田せ 400-5316	小型貨物	ライトエーストラック	商工観光課
51	秋田ま 00-2105	大型特殊	除雪ドーザ 930	
52	秋田な 501-6598	普通乗用	セレナ	
53	秋田さ 200-1080	自家用乗合	シビリアン（幼稚園ﾊﾞｽ）	
54	秋田そ 11-8768	普通貨物	エルフ（給食運搬車）	

８－７　ごみ許可業者運搬車一覧表

業　者　名	所　在　地	電話番号	特殊車台数	ﾀﾞﾝﾌﾟ台数	ﾄﾗｯｸ台数
畑クリーンサービス㈱	能代市浅内字玉清水 73	52-5203	４	３	１
㈲フジ住建	矢坂字上野蟹子沢 2-9	79-2135	３	０	０
㈲大館紙業	大館市釈迦内字台野道下 30-2	0186-48-6009	４	０	０
フジタ環境	能代市二ツ井町字三千刈 5-12	73-5106	２	０	０
㈱今野興業	能代市浅内字成合 20-8	55-0506	１	１６	１２

８－８　し尿許可業者運搬車一覧表

業　者　名	所　在　地	電話番号	台　数	摘　要
㈲鷹阿仁清掃興業	北秋田市鷹巣町脇神字三ツ屋岱 1-11	0186-62-1550	２６	し尿、浄化槽清掃業、浄化槽汚泥